

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	191	その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、13条 地域再生法施行令第9条 地域再生法施行規則第1条第1項 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと	【現状】 改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 【支障事例】 地方版総合戦略は、産官学金労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。	6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (1)地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続の簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。
28年	192	その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること	【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生涯活用のまら、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。 【支障事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を発揮した事業が実施できない。	6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (1)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認めるという広域連携の申請要件に関する運用強化(仮)として、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。
28年	12	医療・福祉	中核市	高知市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条～第26条	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。 子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (2)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
28年	280	医療・福祉	一般市	箕面市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第3項	子ども・子育て支援新制度下における認定子ども園の保育短時間制度の廃止について	認定子ども園入園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短い、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定子ども園を返上したいという声すらある。	6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (2)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
28年	23	医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	認定こども園法が定める公私連携幼稚園認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携幼稚園認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼稚園型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賞金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	
28年	24	医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	
28年	27	医療・福祉	都道府県	福島県、秋田県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼稚園型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等有認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、そのみをもつて都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考えられる。	5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)
28年	142	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	「幼稚園型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	「幼稚園型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼稚園型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼稚園型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きを必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼稚園型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が済んだ施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼稚園型」以外の認定こども園の認定権限が不在のため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否率については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	291	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	
28年	31	その他	都道府県	東京都	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に 個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡充 の項	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡充	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に「難病」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署設置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない観機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所地を照会する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	
28年	46	その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第37条の2第3項	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められる。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようか。	
28年	52	医療・福祉	都道府県	岡山県、日本創生のための将来世代応援事業同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一括化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付金に充当した事業への活用に限られるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用すること、事務手続きの簡素化の効果が低い。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。 さらに、再交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は限での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) 【措置済み(平成28年1月13日付文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)】 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	66	医療・福祉	一般市	東広島市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児第0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第6十三号、最終改正平成二十八年二月三日厚生労働省令第一二号)	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開設している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数であった場合 (1)保育士2人を配置する場合 (2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合 【※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり】 であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
28年	68	医療・福祉	一般市	三鷹市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児第0521第9号) 子ども・子育て支援交付金交付要綱	放課後児童健全育成事業における要件緩和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開所日数をふくめることができる要件緩和を図られたい。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人数に限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない、開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性がある。	
28年	88	消防・防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、栃木県	内閣府、警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁内規発第7号等)	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会(車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、現行のように見直す。①事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。②車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地の医療支援のために使用する車両において、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制における「支援」単位を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	
28年	97	医療・福祉	都道府県	栃木県	内閣府、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲	現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○「市町村以外のもの」にあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査(市)に譲り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事業)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。 なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	6【内閣府】 (1)児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	99	その他	都道府県	栃木県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。	【支障事例】 難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報」を定める命令(平成28年12月12日省令)の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。 また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。))を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請者は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	
28年	103	医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。))第20条の3の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入力するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理上の負担が生じる。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	6【内閣府】 (5)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)
28年	120	消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の救助に従事させることができるものに「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (イ)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存の(ハ)アリアー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。 (関係府省:厚生労働省)
28年	121	消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金⑩災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業)	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめる、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支障事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災者へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災者と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	6【内閣府】 (1)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的に地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。 (関係府省:厚生労働省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	122	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条、第29条、第30条	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限が及ぶが、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。 そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監督等他の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監督を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監督を行うことになってしまう。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条)
28年	143	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	子ども・子育て支援法第27条～第30条 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇発免0331第10号)	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】 当該権限が都道府県に移したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付と差を有する期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の資金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する資金支払い(これまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に任ざるを得ない状況である。	5【内閣府】 (3)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
28年	153	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領 II 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のための必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする))	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に關し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のための必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする))	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(「マイナンバー」法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省:総務省、文部科学省及び厚生労働省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	298	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定る命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	マイナンバー制度において照会できる特定個人情報には、番号別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。 番号別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実地情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見を把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省及び国土交通省)	
28年	300	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の患者に対する医療による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健康第189号厚生省事務次官通知)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準を、所得税額から市町村民税所得割額に改めると求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通して、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年) (iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省：総務省及び厚生労働省) (iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：総務省及び厚生労働省)	
28年	154	その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7項、別表第二の31の項 マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7項に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別優良賃貸住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。 特別優良賃貸住宅(特別賃貸用)に準ずる公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手すべき特定個人情報(情報提供を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることと、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務と区別し、目的別事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 1 事務の趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理」に関する事務に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因る低所得者」を対象としている(収入階層：月0～214,000円)。 本府においては、特別優良賃貸住宅(収入階層：月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯)については、添付書類が必要となる。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸用)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層：月139,000円～467,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れない。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成52年)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めるとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めるとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省：個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するO&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省：個人情報保護委員会、総務省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体が構成)を年1回開催する。 (関係府省：個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	296	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基つき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報保護委員会規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	マイナンバー制度における情報連携(行政手続)に関する要件緩和(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基つき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報保護委員会規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条」)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるときは、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第9号))において、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	
28年	155	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基つき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(行政手続)に関する要件緩和(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基つき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行政手続)に関し、番号法第二条に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基つき別表二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。法定事務以外であっても、第9条第2項に基つき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。同法第19条第14号に基つき情報連携(行政手続)を行うこともできる。 【支障事例】 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務の類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 別表第二条の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手可能である。本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	【6(内閣府)】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基つき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。同等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の負担に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、情報連携の対象となる独自利用事務の事例(「平27特定個人情報保護委員会」を平成28年度中に改正する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)
28年	297	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基つき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要な特定個人情報の項目と準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【支障事例】 1 具体的な支障事例1 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務:市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務:市町村民税所得割額が必要 【支障事例】 2 具体的な支障事例2 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額が照会項目となっており、市町村民税所得割額が必要 【支障事例】 3 具体的な支障事例3 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額が照会項目となっており、市町村民税所得割額が必要	【6(内閣府)】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基つき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)
28年	177	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼児連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	幼児連携型認定こども園の園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【再提案理由】 平成27年度から、子ども子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H28.10→H27.10 2,131人増)。このようななか、一徳総活躍社会の実現に向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてが発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受け入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】 認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な種についても「従うべき基準」にされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。本県の都市部の市において、幼児連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確保が困難であった。	【6(内閣府)】 (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼児連携型認定こども園を設置する場合は園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できること、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	178	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、揖賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳以上の園児についても可能となるよう緩和すること。		【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育に供するものでなければならぬとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前ビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子も達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2・1、1・2歳児0.1、3歳児20.1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	【調整結果】 6【内閣府】 (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平28内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上・園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)
28年	181	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたい、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)が、県内の他のクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、「利用児童2名、看護師等1名を配置」部屋を保育用にリノベーションし、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから、今後も活用が見込まれている。	6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ない市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省：厚生労働省)
28年	219	医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象となる旨明記すること。	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営については、感染症対策は特に重要な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いつつ、県内の病児・病後児ファミリー・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。 病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要な要素である。一方、子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となるか読み取れないことから、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を通じて推進してきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。	6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：厚生労働省)
28年	220	医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	病児保育事業実施要綱	病児・病後児ファミリー・サポート・センター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であること、預かれない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。 このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が県の基準を満たす30人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の力を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ない市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省：厚生労働省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	196	教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定できるとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もとより独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	— (参考) 6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)
28年	290	土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位継承:約2,000件	— (参考) 6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)
28年	299	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (v)自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)のFAQ」に、平成28年度中に記載する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)
28年	252	その他	中核市	豊田市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。緊急時の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	218	消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第49条の11	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要せずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	発災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時において、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	6【内閣府】 (4)災害対策基本法(昭36法223) (ii)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。
28年	232	その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱 平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて地方創生推進交付金に関するQ&A	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合においても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするべく、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれ1事業ずつ申請したものとする事とされた。 広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合がその権限と責任のもと処理するものであり、各地方公共団体が実施権限を有し、連携を図りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請枠に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。	
28年	243	消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	【広域的視点での救助の必要性判断】 大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。 【適用が想定される災害】 南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (iii)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準案を取りまとめて一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。
28年	244	消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	大規模災害からの復興に関する法律第7条	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。))に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあっても、国主導の復興推進ではなく、地域主体の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。 しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。 大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組みへの転換が必要である。	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (i)復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体(特別地方公共団体である広域連合を含む。)を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】
28年	245	消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	A 権限移譲	大規模災害からの復興に関する法律第9条	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求めらる。	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連なっている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換は足らず、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。 府県域を超える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (ii)都道府県復興方針の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴かなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見を十分に反映させる仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	265	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限られていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すと、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大変大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでの、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の上には繋がらない。	【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令第61号)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令第62項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)
28年	266	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府令第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる少人数の枠が少なく、小規模保育事業者の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆるゆとり不足)の一つの要因が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりや弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令第61号)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き保育又は保育を提供する連携施設(同省令第63号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：厚生労働省)
28年	276	運輸・交通	中核市	八王子市	内閣府、警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体で撤去・保管できるように「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねられかねない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちなぎの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をするところでも年に一度か二度はあるが、その増しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない程度になっている原付二種までは、撤去も含めて現状と相違なく対応が可能である。	
28年	283	その他	都道府県	神奈川県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの前記を記述しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	26	産業振興	都道府県	福島県、茨城県、新潟県、群馬県、新潟県、岐阜県	警察庁、経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	【警察庁】 (2)火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、銃撃銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省及び環境省)
28年	67	医療・福祉	一般市	三鷹市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	風俗営業等の営業所設置に対する規制緩和	風俗営業等の営業所設置に対する規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第2号「営業所」の定義について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のもの」の内容について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全する施設」より先に営業許可を得て営業している地域について、風俗営業等の営業所の設置を制限しないよう明記することで規制緩和を図りたい。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等第4条第2項第2号「営業所」の定義について、風俗営業等の営業所が「良好な風俗環境を保全する施設」より先に営業許可を得て営業している地域について、風俗営業等の営業所の設置を制限しないよう明記することで規制緩和を図りたい。	【警察庁】 (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122) 風俗営業の営業制限地域の指定(4条2項2号)については、地域の実情に応じて、各都道府県等の定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等において、保育所等の児童福祉施設を定めていない例や図書館を定めている例があるほか、保全対象施設の周面であっても一部の地域を除く等規定している例があるなど、営業制限地域及び保全対象施設を柔軟に定めることができることを、都道府県に平成28年中に周知する。 【措置済み】(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課事務連絡)
28年	88	消防・防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、栃木県	内閣府、警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数での届出とする。	【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平時時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生時に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地の医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受けられる際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	【警察庁】 (4)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112) 国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置づけられることについて、地方公共団体に全書協議等を通して平成29年中に周知する。 (関係府省:内閣府)
28年	90	消防・防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府、警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と連携し、「国民保護法」上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車を新たに加えること	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時、現場で消防・警察などの関係機関と連携し、「国民保護法」上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車を新たに加えること。	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地向かるとししかず、急行することが困難である。さらには現地の交通混乱に巻き込まれ、現地向かれない場合もある。地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方」について(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるときは、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市でもさいたま市国民保護計画、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地向より早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の充補を受け現地向かう方法をとらざるを得ない状況である。このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	【警察庁】 (4)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112) 国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)については、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置づけられることについて、地方公共団体に全書協議等を通して平成29年中に周知する。 (関係府省:内閣府)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	203	消防・防災・安全	施行時特例市	厚木市	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察に要請しているが対応までに時間がかかる。	6【警察庁】 (3) 道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。
28年	251	消防・防災・安全	中核市	豊田市	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第四十一条 地方財政法第二十八條の二 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行うようにする規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・「止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	6【警察庁】 (3) 道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。
28年	264	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前・繁華街等、大通りに面している地域では、裏のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	6【国土交通省】 (7) 駐車場法(昭32法106) まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	276	運輸・交通	中核市	八王子市	内閣府、警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよう「自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさとはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキックペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動することも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	45	医療・福祉	都道府県	埼玉県 個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社団法人051第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	孤立死防止対策の充実	居住者の異変を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報の利用・提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるかの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	
28年	154	その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項 マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和 特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。 【平成24年5月11日付け社団法人051第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることとし、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。その上で、情報連携(行外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として行外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、行外連携が可能となるよう、対象事務の範囲を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、行外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れない。	6【個人情報保護委員会】(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めるとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の負担に関する事務(別表2の100)に準ずる事務としても認めるとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。(関係府省:内閣府、総務省、国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届出することが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。(関係府省:内閣府、総務省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。(関係府省:内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省及び国土交通省)	
28年	296	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和 特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。 【平成24年5月11日付け社団法人051第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用している特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。 番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))については、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。		
28年	155	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和 特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。 【平成24年5月11日付け社団法人051第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行外連携)に関し、番号別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることとし、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に関する就学支援金の支給に関する事務において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報が必要であるが、市域からは同情報の入手が可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	6【個人情報保護委員会】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めるとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の負担に関する事務(別表2の100)に準ずる事務としても認めるとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。(関係府省:内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。(関係府省:内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省及び国土交通省)	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	297	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基き同条第七号に基き定めるものとして定める特定の個人情報に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報(準ずる法定事務と同一の項目に限定されている)のため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 具体的な支障事例1 [準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 [独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。 [独自利用事務]私立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	6【個人情報保護委員会】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び国土交通省)
28年	196	教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で進学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事業等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	(参考) 6【個人情報保護委員会】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び国土交通省)
28年	1	その他	市区長会	全国市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	指定統計調査 地方公共団体委託費取扱要綱 ・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」(平成27年5月27日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長事務連絡) ・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について(照会)」(平成27年10月26日付総務省統計局統計課)	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付を望期限の柔軟な設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付を望めるよう運用を改められた。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付を望むの回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば「持ち出し」の状況となった。	6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。
28年	11	その他	町	今金町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第71条第4項	地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止	・住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のたびに左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。 しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	22	その他	一般市	高岡市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。 一方、急速に進捗する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護師養成機能を集約する市立学校規模適正化の基本計画)に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五尾、千鳥丘、石境)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。 このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱を求めたい。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	32	その他	都道府県	東京都	総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務省第12号 総務省自治税務局企画課長通知)	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報が送信されず、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	6【総務省】 (3) 地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。 (関係府省:財務省)
28年	70	その他	都道府県	静岡県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	私人への徴収・収納委託が可能な範囲の拡大	地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる趣旨に、貸付金の延滞利息を加える。	県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の延滞金について私人に委託することを可能とする方向で検討するとされている。 高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の取組が困難となっている。元本の延滞利息の元本的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (1) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る連約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	77	その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	総務省、財務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて(改正 平成27年10月1日環境省委発1510014号)	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度も契約締結までに1~2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大い。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	
28年	105	その他	施行時特別市	川口市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第28条の4	再任用制度の緩和	他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。	当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻る人が多いが、当市では、そのような人材の中から、当市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できたいと考えている。 しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。 具体的には、県との人事交流により当市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、当市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、当市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体で退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限定されているため、適切な人材配置に支障をきたしている。	6【総務省】 (4) 地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。
28年	106	その他	施行時特別市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	連携中核都市圏構想推進要綱(平成28年4月1日付総行市第31号)	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中核都市」の要件として三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。 意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏として、一定のまとまりを有する場合にも連携中核都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。	連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 本要綱では、連携中核都市圏の対象を、その目的の中で「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象」とし、さらには、具体的な要件として①指定都市・中核市、②昼夜間人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区への在在在動0.1未満、を対象と位置付けている。 このように、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、三大都市圏の区域内であっても、人口減少・高齢化社会において一定の行政サービスを維持するために、近隣自治体との広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を行う必要がある。三大都市圏の区域内にも、都市計画区域や医療圏等を同一とする様な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中核都市を中心とした一定の圏域の形成が可能と考えられる。 そうした中で、三大都市圏の都市の中で、現状、本要綱の要件に当てはまる市はごく限られており、実質的には三大都市圏の各都市は本要綱の活用を希望してもできない状況にある。 特に東京都にあつては都心(東京23区)に圏域人口が集中することで、圏域人口が少なくなる傾向にあること、また、神奈川県においては、政令指定都市が3市所在している地域的な特徴を有していることから、「指定都市からの時間距離が離れている」「昼夜間人口比率概ね1以上」という要件は非常に厳しい基準であると考ええる。	
28年	110	その他	中核市	松山市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第43条の2第11項、第244条の4第2項、行政不服審査法第9条、第24条、第43条	審査請求があった際の地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化	地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(管区長)、第238条の7第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の2第11項(職員の賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された審理員による審理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不適法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。	本市では、市長がした督促処分の取消しを求める審査請求が提出された。 通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法の規定に従い、諸手続や審査を経た上で、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分自行らが職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至らず、その余の点を審査するまでもなく不適法として却下される予定である。 この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不適法として却下する場合には、第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。 したがって、本市議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で合議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議会事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程詰り等の業務を待たせざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。	6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条、229条、231条の3第7項、238条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	131	その他	都道府県	青森県	総務省	B 地方に対する 規制緩和	地方独立行政 法人法第8条第 2項、地方独立 行政法人法施 行令第2条第3 号、地方独立行政 法人法施行令 の一部を改正す る政令等の公布 及び施行に 関して(通知)記 録第2項(平成2 5年10月17日 付)総令第22 号)	地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づき「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づき「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する規定については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。	【制度改正の必要性】 本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」という。)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づき「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条項で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後も同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る議決を回避するために、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受けるとし、円滑な業務運営の支障となっている。 【支障事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。		
28年	200	消防・防災・安全	都道府県	広島県	総務省	B 地方に対する 規制緩和	(1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制に緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火報知設備の設置 (3)防煙灯・防煙幕の設置 (4)防火物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【支障事例】 これは、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低下や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。		
28年	203	消防・防災・安全	施行時特別市	厚木市	警察庁、総務省	B 地方に対する 規制緩和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	道路の規制標示補修(塗直し)については、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会との協議を経て、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	
28年	193	その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する 規制緩和	地方自治法第91条の3	広域連合の規約変更手続の弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。 上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	
28年	234	その他	その他	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	総務省	B 地方に対する 規制緩和	地方自治法第291条の3	広域連合の規約変更における大臣許可手続の撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。 上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	235	その他	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都府、大 阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方自治法 第252条の17の 2第3項、第4項 第291条の2第 4項	圏に移譲を要請で きる事務の範囲の 拡大	圏に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長にその事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、圏に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。	
28年	268	その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対す る規制緩和	公職選挙法第 49条第2項、同 施行令第59条 の2	郵便等による不在 者投票の対象者の 範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること	介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態」で、具体的には、「寝返り、両足での立位、移乗、移動、洗濯、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多い。	
28年	101	その他	一般市	新見市	総務省、法務省	B 地方に対す る規制緩和	競争の導入によ る公共サービス の改革に関する 法律第33条の 2	登記所の各種証 明発行業務(以 後、特定業務)の 市の窓口での実 施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。	平成26年度から2か年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービスを全額について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多い。登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければならないことでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	
28年	270	その他	市区長会	特別区長会	総務省、法務省	B 地方に対す る規制緩和	戸籍事務を民間 事業者が委託す ることが可能な 業務の範囲につ いて(平成25年 3月28日付法務 省民一第317号 法務省民事局 民事第一課長 通知)	戸籍事務の窓口 業務における「公 権力の行使」に当 たる業務の取扱い の見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、民間事業者が委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型的人力、押印に關しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分に該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。	【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	271	その他	市区長会	特別区長会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討	窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体的実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること	窓口業務を民間事業者へ委託する際は、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされることとなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意図伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	46	その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第37条の2第3項	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都府県条例改正を行わなければならない。しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	
28年	103	医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、新潟県、群馬県、新潟県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による医療の公費負担の取扱いについて)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を利用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	6【総務省】 (7)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があり、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
28年	31	その他	都道府県	東京都	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体により合しか設置されていない観点に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	99	その他	都道府県	栃木県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報(以下、「住民票関係情報」)の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))第19条第7号の規定では、住所地情報が確認できなかったため、対象者に對し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きいためである。 また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	153	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報(特別支援学校への就学奨励)に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ)に即して拡大)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第37の項	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 【支障事例】 特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励」に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ)。 したがって、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報(関係府省：内閣府、文部科学省及び厚生労働省)
28年	154	その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二第31の項	マイナンバー制度における情報連携(特別賃貸府営住宅)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅)についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)については、マイナンバーを利用することができることとし、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務に類する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的が別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因する低額所得者」を対象としている(収入階層：月0～214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層：月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層：月139,000円～487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の35の2)に準ずる事務としても認められることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	155	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度(行政手続)に関する要件緩和(独自利用事務)(独自利用事務)における個人情報(独自利用事務)に関する法律第19条第14号に基き同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行政連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることも、同法第19条第14号に基づき情報連携(行政連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行政連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の条件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報、は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 【調整結果】 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	
28年	196	教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第二 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還滞りに係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。 しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	【参考】 6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)
28年	252	その他	中核市	豊田市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(案第5項)通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。 従来の住民票移動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民移動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民移動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっている。 繁忙期の1月～5月には、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の番号が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)通知カードの住所変更追記に関する市区町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市区町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)
28年	290	土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(案第5項)通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 この改革では、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	【参考】 6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	296	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	マイナンバー制度の徹底(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 【支障事例】 地方公共団体が、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症については、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
28年	297	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。 そのため、独自利用事務において照会する情報については、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【支障事例】 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
28年	298	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成26年内閣府・総務省令第7号)	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。 番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を携えている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながるならいとも申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
28年	299	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	300	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)	メンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定において、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入力することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされているため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (11)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省) (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	6【総務省】 (6)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたりに行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	6【総務省】 (6)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたりに行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【総務省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【総務省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	83	土木・建築	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等対策の推進に関する特別措置法	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今も飛散しそうな状態となっている場合、再度強風を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるもの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを経る必要があり、これらに手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する等しく(保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相違登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (イ)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:国土交通省)
28年	172	土木・建築	都道府県	兵庫県、滋賀県、大府府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一律の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づき立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等はもとより、行政指導を行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例で「法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)一部が空き家となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:国土交通省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	173	土木・建築	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	所有者等が存在しない空家の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確認できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分にあたって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の期間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの足を踏んでいる。	
28年	88	消防・防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、栃木県	内閣府、警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会が車両毎に事前に確認し、標準及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の適用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められるにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標準・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出済の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガスの)供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	
28年	101	その他	一般市	新見市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。	平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多い。登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければできないことでは、これは住民に対するサービスの質に明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	
28年	173	土木・建築	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	所有者等が存在しない空家の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確認できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分にあたって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の期間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの足を踏んでいる。	
28年	253	土木・建築	中核市	豊田市	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	区画整理事業における準界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を準界特定制度の申請人としてできるように申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の準界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図れないが、同法第131条の規定により、準界特定申請人は、登記記載人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人として特例を定めていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	270	その他	市区長会	特別区長会	総務省、法務省	B 地方に対する 規制緩和	戸籍事務を民間 事業者が可能な 業務の範囲につ いて(平成25年 3月28日付法務 省民一第317号 法務省民事局 民事第一課長 通知)	戸籍事務の窓口 業務における「公 権力の行使」に当 たる業務の取扱い の見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行 わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、 民間事業者に委託することが可能な業務の範囲につ いて、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討 すること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進 的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業 務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、 その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型の入力、押印に関しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、 ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理で きない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分と該当すると見なされるおそれがあるため職員 などの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じてい る。	
28年	114	医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働 省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第7 6条 生活保護法施 行規則第22条 【参考】 厚生省社会局 保護課長通知 「生活保護法に よる保護の実施 要領の取扱いに ついて」第13の 2 厚生労働省社 会・援護局保護 課長事務連絡 「生活保護問答 集について」問 13-10	死亡した生活保護 受給者の遺留金 品の生活保護債 権への充当	死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債 権(生活保護費として支給したものに對する戻入金・法 第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することが できるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保 護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合 は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に 充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項 とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活 保護債権」に改正すること。	相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理すること なる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費 (葬祭扶助費)にのみ充てることができ、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条 第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。 一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降 月未までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の 債権) このように、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対する債権は少額であることが 多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である 自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとな り、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるを得ない状況になっ ている。 また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻し が受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もある。	
28年	32	その他	都道府県	東京都	総務省、財務省	B 地方に対する 規制緩和	所得税申告書 等の地方団体 への電子的送 付に係る留意事 項等について (平成22年6月 29日付総務省 自治税務局企 画課長通知)	国税連携システ ムによるデータ送 信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国 税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データに しても書面申告したデータと同様に、税務署で処理し た後のデータが地方団体へ送信されるようにするな ど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサー バーへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベース に登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報が データ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った 課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告 情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送 信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれ がある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当 初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担 が発生している。	【財務省】 (1)地方税法(昭25法226) 所得税申告書の地方公共団体への電子的送付については、地方 公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送 信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：財務省)
28年	77	その他	都道府県	鳥根県、中国地 方知事会	総務省、財務省、 環境省	B 地方に対する 規制緩和	・会計法第29条 の6第1項、第 48条第2項、 ・予算決算及び 会計法79条、85 条 ・地方自治法施 行令167条の10 第2項 ・国立公園等整 備事業実施要 領 ・国立公園等整 備事務取扱要 領 ・工事請負契約 等に係る予算決 算及び会計令 85条の基準の 取扱いについて (改正 平成27 年10月1日環境 会発1510014 号)	国直轄事業を都 道府県が実施す る場合、事業の 執行にあたって は、地方自治法 や地方自治法 施行令等に基づ いて執行できる ように会計法の 規定を見直し	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等 について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上 記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務 等において、県の規則と環、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行 に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場 合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるとき は契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。 (県の低入札価格調査制度でも契約までに1〜2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、 事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限 価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では 規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	228	その他	中核市	長崎市	財務省	B 地方に対する 規制緩和	地方自治法 平成27年度財 政融資資金地 方長期資金等 借入の手引(財 務省 福岡財務 支局)	財政融資資金地 方資金の借入に おける借入金利方 式の変更	財政融資資金地方資金の借入における借入金利方式 の選択可能期限について、各団体が金利情勢等を考 慮し借入時期に選択できるよう見直ししてほしい。	【支障事例】 財政融資資金地方資金の借入について、固定金利方式、利率見直し方式(5年から30年毎)の 方式があるが、方式の選択時期が前年度末となっている。 本市では、利率見直し方式(5年毎)を選択しているが、平成27年度債の借入(平成28年5月)に おいて、現下の低金利情勢を勘案し、提示された利率に応じて固定金利や利率見直しの時期の 延長を検討したところであるが、平成27年度債の借入金利方式の選択は平成27年5月までに手続 きを行うこととされていることから、金利情勢を踏まえた変更を行うことができなかった。 なお、地方公共団体金融機構については、前年度の8月が借入金利方式の決定期限となっており、 金融機関は借入時に決定している。	
28年	273	その他	一般市	池田市	財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政融資資金 の管理及び運 用の手続に関 する規則第26条	財政融資資金に おける起債前貸 制度の変更	財政融資資金における起債前貸制度について、事業 完了までの間のつなぎ資金として事業進捗の円滑化を 図るために設けられた制度であるが、年度ごとに出 来高に応じた貸付制度(起債前貸ではなく本貸とし て)に変更する。	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用 の手続に関する規則第26条により、貸付対象事業が完了した後でなければ、貸付けを受けること ができない。 そのため、複数年度にわたる貸付対象事業においては、事業進捗の円滑化を図るため、つなぎ 資金を貸し付ける起債前貸制度が設けられているところであるが、事業完了段階でつなぎ資金 (起債前貸)を利息を付して返済し、新たに普通地方長期資金(本貸)に借り換えることになってお り、事務手続きの煩雑化及びつなぎ資金にかかる借入利息の負担が生じている。	
28年	274	その他	一般市	池田市	財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政融資資金 の管理及び運 用の手続に関 する規則第28条	財政融資資金に おける貸付期 限の変更	財政融資資金の普通地方長期資金の貸付けにお いて、明許繰越する事業に係るもの(以下、「補正繰越 分」という)については、繰越年度の5月末日まで借り 入れることができるよう制度を変更する。	財政融資資金における普通地方長期資金の貸付けについては、財政融資資金の管理及び運用 の手続に関する規則第28条により、貸付期日の延長期限が貸付決定された翌年度の3月末日と なっている。 そのため、3月下旬完成予定の補正繰越分については、事業が「ほぼ完成」の状況で、国庫補助 金の実績報告見込に基づき、2月中旬に借入れの申込みをしなければならず、事業完了後に国 庫補助金の実績報告を提出し、国庫補助金の確定額が実績報告見込額から減額となった場合 は、補助負債(国庫補助事業の地方負担分に対する起債)の借入対象額も減額となり、結果、借 入額に超過が発生することとなる。 そこで、借入額に超過が発生するリスクに鑑み、国庫補助金の実績報告見込に基づき算出した 借入対象額から、安全を見えて借入申込額を圧縮する検討を余儀なくされている。	
28年	2	医療・福祉	中核市	倉敷市	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	子ども・子育て 支援法第20条 子ども・子育て 支援法施行規 則第2条、第5 条、第6条	支給認定証の任 意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付 を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改 める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付してい る。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚 園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護 者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実 情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて 低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるた びに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還す る必要があるが、その使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多 い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後 の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交 付となり、ここでも支給認定証の存在の意味が薄い。 については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度とし てほしい。	6【文部科学省】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の 交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請が あった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	12	医療・福祉	中核市	高知市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条～第26条	子ども・子育て支援認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。 子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	6【文部科学省】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65)などものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)
28年	22	その他	一般市	高岡市	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みと見える。 一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の高齢産科機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成29年4月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却もしくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。 このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取	
28年	23	医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	
28年	27	医療・福祉	都道府県	福島県、秋田県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を越えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を越えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、そのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考えられる。	5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び厚生労働省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	142	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	「幼児連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼児連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の種類の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存在している。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内(「幼児連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼児連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めしてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼児連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	
28年	291	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	認定こども園(幼児連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼児連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近な専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼児連携型認定こども園については市の事務、幼児連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
28年	52	医療・福祉	都道府県	岡山県、日本創生のための将来世代応援共創同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼児連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼児連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の本体化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用は限定されるため、幼児連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとし、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼児連携型認定こども園の事業者の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。 さらに、高交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	6【文部科学省】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼児連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) [措置済み(平成28年1月13日付付文部科学省事務連絡、平成28年1月7日付付厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付付厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)] ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
28年	56	教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条第2項、第3項、第9条の2、第9条の4、第10~14条	教員免許状の免許管理者の権限移譲	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。)	政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与や免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。 政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないこととなり、任命権と免許授与権が一元化されていないことで、非効率な部分(情報共有や事務処理で時間的ロス等)がある。 また、免許更新手続きについて、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等で円滑な事務処理に支障が生じている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	73	教育・文化	都道府県	福井県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	新規学部設置認可権限の都道府県への移譲	公立大学・私立大学における定員100人未満の新規学部設置認可権限を都道府県に移譲及び大学設置基準に定める基準校舎面積の緩和	東京一極集中を是正するため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学者は3494人(H27卒)であるのに対し、県内大学等の定員数は2565人(H28年度)であり、かつ、定員充足率が100%を超えていることから、学生の県内進学希望を充足できていない。 従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は文部科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な人口減少対策が実行できない。 また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面積を確保することが難しかったため、設置を断念した事例があった。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (1)学部を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の理由(平8法77) (2)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・学部が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学芸室、学部間で共用する教室を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。
28年	122	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成28年法律第28号、第29条、第30条)	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼児連携型認定こども園の認可を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないとされている。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼児連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。 そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず法定状況が生まれる可能性があり、指導監査等の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからずまま指導監査を行うことになってしまう。	5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成28年法律第28号) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園の変更の届出等(29条)
28年	143	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	・子ども・子育て支援法第27条～第30条 ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政令第349号・26文科初第1463号・雇発第0331第10号)	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】 当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間には、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の資金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する資金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。	5【文部科学省】 (2)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)
28年	149	教育・文化	都道府県	香川県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省第88号自治財政局長通知)及び定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省第88号自治財政局長通知)及び定着促進要綱(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の範囲については、日本学生支援機構の在学採用に限り適用されているが、予約採用についても適用をお願いするもの。	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省第88号自治財政局長通知)及び定着促進要綱(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の範囲については、日本学生支援機構の在学採用に限り適用されているが、予約採用についても適用をお願いするもの。	・本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、同奨学金に準拠した県独自の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を平成23年度に創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 ・また、左記要綱等に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も昨年度導入し、今年度の大学進学者等から実施している。 ・今回新たに設定された日本学生支援機構の無利子奨学金に係る地方創生枠(100名)は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、日本学生支援機構の予約採用(申込期限：7月中旬)の前に、県独自の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者の返還者を行うこととし、この選考から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 ・ただし、県の返還者時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができなかったため、予約採用に係る成績要件や所得要件で返還考をせざるを得ず、本人の大学入学期間に在学採用に係る成績要件と所得要件の最終確認を再度行っつうえ正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。 ・さらに、県が返還者により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県が返還者により推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。	6【文部科学省】 (9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した奨学金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与における優先枠(地方創生枠)の推薦を受けた在学採用の手続きにおける採用者のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	177	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、高知県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【再提案理由】 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10→H27.10 2,131人増)。このようななか、一徳総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についての対応方針について」が発表され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受け入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】 認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならないが、必要面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。 本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、園が定める特別基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。	6【文部科学省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所を併用する場であった、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)
28年	178	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされているが、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討が必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前ビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要とされ、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準等を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※現行2-1、1-2歳児61、3歳児201 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	6【文部科学省】 (5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置階(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を2階以上に確保していることが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省) ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省) ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)
28年	183	教育・文化	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項	高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し	高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるよう手続きを見直すこと。 具体的には、7月に収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで、当該年度と4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。	【現状】 高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければ当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等を提出させ、4月～6月分の受給資格認定を行い、さらに、7月末を目途として都道府県の定める提出期限]までに改めて当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出させ、7月から翌年6月までの受給資格を認定している。なお、マイナンバー制度が導入されれば、課税証明書の添付は省略できるが、受給資格認定を行うための収入状況届出は必要となる。 【支障事例】 現行の制度では4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が重い負担となっている。 また、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、心苦しいといった意見もある。	6【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を待てる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	224	教育・文化	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則(第83条、第84条、第85条、第85条の2) 学習指導要領(第2款1、第3款2)(1)	6次産業化教育推進のための「専門教科・科目の履修条件」の緩和	6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するため、高等学校学習指導要領に記載する専門教科における「専門教科・科目の履修条件」を緩和し、「専門教科・科目の履修と同様の成果又は社会の発展に資する相乗効果が期待できる場合」との表現にすること。	高等学校学習指導要領には、「商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合」とは、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができ」とされ、その判断は学校長に委ねられているが、具体的な事例が列挙されていないことから、学校長が判断することができない状況であり、地域の実情に応じた6次産業化教育を推進する上で、農工商科目を融合した柔軟な教育課程が編成しにくい。 (例) 6次産業化人材育成のため、農業科の生徒が工業の専門科目を履修した場合、「専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合」との判断が難しい。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ii)6次産業化教育を推進するために農業科において工業に関する科目を履修させることについては、現行の高等学校学習指導要領(平21文部科学省告示34)の7で対応が可能であることを、都道府県教育委員会等に平成28年度中に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	227	教育・文化	町	南部町、身延町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則54条、104条 平成25年9月3日 文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関する通知」と思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について	子宮頸がんワクチン接種による健康被害者の高等学校登校日数不足による進級及び卒業不可への救済措置又は柔軟な対応を求める。すでに文部科学省から通知されているところであるが、被害状況が顕在化したことも踏まえ、改めて、適切な対応を行うよう文科省から重ねて通知するよう求める。	本町では、子宮頸がんワクチンを接種した10代女性2人が、歩行困難や低血圧といった症状を訴え、病院でワクチン接種の副作用の疑いが強いとの診断を受け、いずれも日常生活に支障が出ており、1人は高校にも登校できない日も多く、登校日数の影響で高校卒業ができず自主退学を強いられた。 このように、健康なら高校卒業できるはずであったにもかかわらず、ワクチン接種による健康被害の影響による退学は、自己責任外であることから、国の責任において高校卒業できるような柔軟な対応を望む。 具体的には、高等学校の進級、卒業等の基準については、各学校の教育課程に基づき、各校で定めているが、学校教育法施行規則第54条、第104条及び平成25年9月3日文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関する通知」と思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について」により、当該生徒に対し個別の指導計画を作成しきめ細かい指導を行い、単位取得においては、出席日数のみの判断ではなく、一部の単位を減じる対応や、レポート等の提出により単位取得できる等、柔軟な対応を望む。ついては、被害状況が顕在化したことも踏まえ、改めて、適切な対応を行うよう文科省から重ねて通知するよう求める。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (iv)に「トビヒローマウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、救済等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程(通信の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状態に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に配慮すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年中に周知する。	
28年	275	教育・文化	中核市	八王子市	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「児童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と児童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。	【提案の背景】 国が認定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならない、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道をつけるように対応しているのが現状である。	
28年	153	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領Ⅱ2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に際し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のために必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためにマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報(関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)に、生活保護関係情報を追加する。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給者情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があるが、住民サービスの向上が期待できない。	6【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報(関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	155	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務にのみ適用する)の導入可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることも、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務において市町村から入手可能な特定個人情報(住所、氏名、生年月日、住民票関係情報)のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱いに差異が生じる)。	6【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定役員住宅の供給の促進に関する法律(平5法92)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の8の2)に準ずる事務として認めることとする。併せて、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体を構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省)
28年	297	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第三号)	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用している項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会している情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書等の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 [準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 [独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務、市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務、市町村民税所得割額が照会項目となっていない。 [独自利用事務]私立学校等の授業料の減免、総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	6【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に準ずる事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体を構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省及び国土交通省)
28年	196	教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	(参考) 6【文部科学省】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び国土交通省)
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への動きが可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時では、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	6【文部科学省】 (4)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	6【文部科学省】 (4)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【文部科学省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【文部科学省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	2	医療・福祉	中核市	倉敷市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はずり少ない。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なからず、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たずまま自治体と事業者間で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (イ)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	3	医療・福祉	中核市	倉敷市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第3項	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じるとともに、保育標準時間/短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。 については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)	
28年	12	医療・福祉	中核市	高知市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第19条～第26条	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。 子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)
28年	15	医療・福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第1条の5の15	指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市への移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核市へ移譲すべきである。 【支障事例】 現在、中核市は、既に指定障害福祉サービス事業者等の指定の権限を有しており、介護給付費等の支給決定の権限等と併せて持つことにより、障害福祉サービス事業者の体制及び当該サービスを利用する障害者の処遇等のそれぞれの状況把握及び関係者への対応が包括的・一体的に行っているが、指定障害児通所支援事業者については、指定の権限が都道府県にあることにより、利用者から事業者についての問い合わせは中核市へあるものの、その対応は都道府県で行うなど包括的・一体的な対応等ができない状況にある。 障害児通所支援事業所等7障害福祉サービス事業者の多機能型事業所の指定のときは、都道府県との連携を必要とし、包括的・一体的な事務の遂行ができない。 同じ区域内で障害者又は障害児を対象とするサービス区分により、事業者の指定権限が異なることは、指定申請を行う事業者にとって、非常に分かりづらい状況である。 【制度改正の必要性】 現在、中核市は、指定障害福祉サービス事業者及び利用者への包括的・一体的な対応等が行われていることから、指定障害児通所支援事業者についても、同じような対応ができるよう当該事業者の指定等の権限を都道府県から中核市へ移譲すべきである。	5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項)	
28年	16	医療・福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第26、27	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市へ移譲を求めるもの 現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置市	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道府県から中核市へ移譲すべきである。 【支障事例】 業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限と同時に都道府県から中核市へ移譲されないときは、届出の受理、事業所への指導・処分等に関して包括的・一体的に行うことができない。 【制度改正の必要性】 効果的・効率的な事務の遂行を可能とするため、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の業務と指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を同時に都道府県から中核市へ移譲すべきである。	5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業者の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項)	
28年	23	医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということ信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることと理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度的人员しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	27	医療・福祉	都道府県	福島県、秋田県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存在している。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 平成27年4月からの子ども子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が「就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 広域調整の必要性は認めるが、そのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考えらる。	【厚生労働省】 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条4項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び文部科学省)
28年	142	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、等	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存在している。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことより、中核市の域内(「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまふなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた施設等の確保に取り組みしているところであり、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	【厚生労働省】 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び文部科学省)
28年	291	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第5条、第8条	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型による権限を有する自治体が多岐にわたるため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等として、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	【厚生労働省】 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び文部科学省)
28年	28	医療・福祉	村	鳥牧村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第三 地域密着型サービス—四 小規模多機能型居宅介護—の設備に関する基準—(2) 設備及び備品等(基準第67号)—④	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを認める。 (過疎地域指定や、人口0千人未満の自治体などの条件付)	鳥牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5%(道内12位)となっており、2025年には43%(人口研究)を超え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当村の重要課題となっている。 現在、自立した生活が困難になつた高齢者は、隣町である寿都町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮らせるよう、老人ホーム入所の前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。 村として、これらの要望に応えるために、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在稼働しているサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者としているため、「要介護」の利用者は別の場所へ要介護する「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービス利用となり、今まで築いてきた利用者の交流がとりつなくなってしまふ。 村としては、小規模多機能施設開設後も、「要介護」と「要支援」の利用者、さらには事業対象者や地域住民との交流事業を今までもつ続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で介護予防・日常生活支援総合事業も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日老発第0331004号・老発第0331004号・老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知(抄))において、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用が認められていない。 これらの支障が解消されれば、当村のような小規模自治体において介護サービスを集約していくことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供事業者・社協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。	【厚生労働省】 (18) 介護保険法(平9法123) (ii) 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂については、事業者が小規模であり当該居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している等利用者に對する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することを妨げないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。	
28年	211	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第23条、第76条他又は、医療法第25条	介護保険事業者に対する検査権限の強化	①介護保険法における、関係医療機関(介護事業者を直接行っていないが、介護事業と関係する医療機関)に対する報告徴収・立入検査権限の付与又は②医療法における検査権限の付与及び医療法における報告徴収・立入検査により取得した情報閲覧権限の付与を求める。	平成27年度、内部通報を端緒とし、医療機関が別法人を設立し運営する訪問看護ステーションにおいて、医療機関に勤務する看護師等が常勤しているかのように装い、不正な手段により指定更新を受けた事業が発生した。 介護保険法で介護保険事業に関する指導及び検査権限のみならず、介護保険事業を直接行っていない医療機関に対する検査権限がないため、介護保険事業の適正な指導・検査に支障が生じる場合がある。 このため、介護保険法において、介護保険事業者と関係を有する医療機関に対して看護師等の勤務表の提出を求め、勤務実態を把握することができるようになるなど、関係医療機関に対する検査権限を設ける法改正をすることを提案する。 または、医療法において、保健所が医療機関に対して看護師等の勤務表の提出を求めなどの検査権限を有しているため、関係する介護保険事業者に不正の疑いがある場合に、医療機関に対して検査を行い、これにより保健所が得た情報を介護保険事業の指導においても活用できるよう、法改正をすることを提案する。	【厚生労働省】 (18) 介護保険法(平9法123) (v) 指定居宅サービス事業者等の事業に係る場所(医療機関等)への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査については、個別の案件に応じて必要性等を勘案しながら、報告等(76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、115条の17、115条の27、115条の33及び115条の45(7))の規定に基づいて、適切に判断して実施するよう、その取扱いについて地方公共団体に平成29年中に周知する。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	230	医療・福祉	都道府県	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第6項	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」において、サテライト型養護老人ホームを設置する際の、現行の設備及び運営に関する基準で本体施設となり得るものは、介護老人保健施設、病院、診療所のみとされており、この基準は、都道府県が「従うべき基準」となっている。現時点で養護老人ホームの整備意向を有する法人はなく、このままの現状では、今後さらに増加が見込まれる支援の必要な高齢者が入所困難となる可能性がある。 【制度改正の必要性】 養護老人ホームへの入所は、市町村の措置により行われるものであること、運営費(措置費)の弾力運用は一定認められているものの、介護保険施設等と比較すると運営費の使途に制限があることから、事業者の自発的な参入が進みにくい状況。そのため、サービスの質は確保しつつ効率的な施設経営も認める必要がある。	【本県の状況】 本県では、環境上や経済的な理由に加え、被虐待者など複雑な課題を抱える高齢者が今後も増加することが見込まれる中で、第6期老人福祉計画(平成27年3月策定)において、養護老人ホームの整備数を、現在の「515人」から平成29年度までに「588人」に増加させることを目標としている。 【支障事例】 養護老人ホームの整備を検討している社会福祉法人から、人員配置基準の緩和等による効率的な養護老人ホームの経営を目指す観点から、養護老人ホームを本体施設としてサテライト型養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で本体施設となり得るものは、介護老人保健施設、病院、診療所のみとされており、この基準は、都道府県が「従うべき基準」となっている。現時点で養護老人ホームの整備意向を有する法人はなく、このままの現状では、今後さらに増加が見込まれる支援の必要な高齢者が入所困難となる可能性がある。 【制度改正の必要性】 養護老人ホームへの入所は、市町村の措置により行われるものであること、運営費(措置費)の弾力運用は一定認められているものの、介護保険施設等と比較すると運営費の使途に制限があることから、事業者の自発的な参入が進みにくい状況。そのため、サービスの質は確保しつつ効率的な施設経営も認める必要がある。	6【厚生労働省】 (14)老人福祉法(昭38法133) サテライト型養護老人ホーム(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項)については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行うつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	269	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「特別養護老人ホーム」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第1項および「東京都指定障害者サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第196条1項	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。また、同一建物の別フロアに「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。(両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない)しかし、現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を合築することは認められていない。合築を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	区では「特別養護老人ホーム」や「障害者向けグループホーム」の整備が喫緊の課題であるが、用地に限りがあるため十分に進んでいない。そのため用地を有効活用し、同一建物の別フロアに「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。(両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない)しかし、現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を合築することは認められていない。合築を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	【支障事例】区では土地画整理事業地に「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築を検討し都に相談したが、右記の根拠法令により「障害者向けグループホーム」は「入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」と記載があり、合築は不可と判断された。【支障事例】区では「特別養護老人ホーム」と同一建物のマンションの一部を「障害者向けグループホーム」として活用することも、前述の理由により不可とされた。【関係者の意見】「障害者向けグループホーム」の整備を進めている社会福祉法人からは、「グループホームが十分に整備された上で、事業者がどのような現況で理解できるか、圧倒的に不足している状況で現行の規制を緩和されるのは非常に厳しい」という意見が寄せられている。また、知的障害者の保護者からも同様の意見が寄せられており、具体的には統合された学校跡地や牧舎を活用した合築を可能にしてほしい等の声がある。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iii)障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいう。以下同じ。)については、一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地に設置することが可能であること、都道府県、指定都市及び中核市に平成27年度中に、都道府県、指定都市及び中核市に情報提供する。
28年	31	その他	都道府県	東京都	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携)に、障害者に対する医療等に関する法律(以下「医療法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事柄における情報連携が提供される「住民票情報」の対象に住所情報(住所)を加えるよう、番号法の改正等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携)に、障害者に対する医療等に関する法律(以下「医療法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事柄における情報連携が提供される「住民票情報」の対象に住所情報(住所)を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署間の住基システム種別では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体により1台しか設置されていない環境に限られていることから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットより住所地を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所情報が必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	
28年	34	医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	地域生活支援事業補助金(国庫補助金)において、計画的に事業の実施ができるよう配分基準等を定めていただきたい。	地域生活支援事業補助金(国庫補助金)において、計画的に事業の実施ができるよう配分基準等を定めていただきたい。	<現行制度の概要> 地域生活支援事業費補助金は、地方自治体が障害者の日常生活等を支援するために、実施要綱に掲げられている事業メニュー(必須事業又は任意事業等)の中から実施する事業を補助するものである。 しかし、各自治体への補助金の配分については、障害保健福祉部課長会議において「必須事業の実績等を最大限配慮する」とされているものの、補助金交付要綱には「基準額、厚生労働大臣が必要と認めた額」とのみ記載されており、明確な配分基準が示されていない。 また、補助金の交付額は、交付要綱において厚生労働大臣が必要と認めた基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とされているが、基準額の算定方法は事前に示されており、内示の際に補助額が示されるのみである。また、その基準額は、実支出額とも着しを兼ねている。 <支障事例> 現在、補助金の配分基準等が明確でないことから、具体的などの程度国の補助金額が期待できるか想定することが困難であり、次年度の当該事業計画の検討の際、必要な事業規模を縮小して実施せざるを得ない状況となっている。 また、県では4月から当該事業を実施しているにも関わらず、国からの補助額は事業開始から半年後の9月まで示されず、仮に補助額が見込みよりも増加したとしても、この段階で事業額の変更を行うことは容易でないため、当初計画の範囲内で事業を実施することとなる。 本県では、平成27年度の実施事業を踏まえ、予算編成上、事業規模の見通しが困難であったことから、以下の事業について規模を縮小して算定し、その執行においても当初予算の範囲内で事業を実施しており、障害福祉施策の推進に支障をきたしている。 ・オストメイト社会適応訓練事業の規模縮小 ・点字・音声即時情報ネットワーク事業に係る発信回数縮小 ・障害者IT支援事業に係る講習会の開催回数の縮小	6【厚生労働省】 地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見直しを立られるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。
28年	79	医療・福祉	一般市	鉾田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査については、 ①一般相談支援事業所 ②指定障害者支援施設 ③指定特定相談支援事業者のうち、市町村の相談支援事業の委託を受けている者 ④介護保険法第24条の2に規定する指定市町村事務委託法人に委託することができることと規定されている。 一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所は、1人以上の相談支援専門員を置くことが指定要件となっている。 現在の規定の他に、指定特定相談支援事業所についても、例えば、相談支援専門員としての実務経験を付すなどして、一定要件を満たした指定特定相談支援事業所を認定調査委託先として規定することを要望する。	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査については、 ①一般相談支援事業所 ②指定障害者支援施設 ③指定特定相談支援事業者のうち、市町村の相談支援事業の委託を受けている者 ④介護保険法第24条の2に規定する指定市町村事務委託法人に委託することができることと規定されている。 一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所は、1人以上の相談支援専門員を置くことが指定要件となっている。 現在の規定の他に、指定特定相談支援事業所についても、例えば、相談支援専門員としての実務経験を付すなどして、一定要件を満たした指定特定相談支援事業所を認定調査委託先として規定することを要望する。	平成27年度のサービス等利用計画の完全実施に伴い、特定相談支援事業所は整備されつつあるが、一般相談支援事業所の整備が進んでいない現状にある。 現在、一般相談支援事業所の整備が進んでいない現状にある。市町村の相談支援事業の委託を受けているのは3社となっている。市町村の相談支援事業の委託の有無により事業者の能力の大きな差はないと考えられるが、③の要件により、障害支援区分認定調査を実施できるのは3社に限られており、円滑な認定調査業務に支障が生じている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	185	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、淡賀県、大原市、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表	地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の取扱いを廃止すること	地方公共団体が設置する施設等に対する障害福祉サービス等報酬における公立減算の取扱いを廃止すること	【現状】 障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等※に対しては、その性質上、人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬の減算(965/1000)が行われている。 ※療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設 なお、平成28年3月29日の事務連絡によって、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬について、原則として公立減算の対象となることが明確化された。 【支障事例】 当該減算措置は、算定根拠が不明確であり、市の施設では、年間100万円から300万円近く減算されているため、施設運営を圧迫している。一方、類似制度である介護保険制度には同様の減算措置はなく、制度間の均衡を失っている。 とくに、指定管理者制度により、民間事業者が管理している施設においても、公立減算がされることから、民間事業者であれば得られた収入が損なわれていると言える。	6【厚生労働省】 (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164) 障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	41	医療・福祉	施行時特別市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第1条の三第2項	定期予防接種の受け直しに伴う、定期予防接種の要件の見直しについて	予防接種法施行令第1条の三第2項の見直し、又は新設	小児白血病の誘発血移植や骨髄移植等を行った場合、移植前に接種した定期予防接種の免疫が消失するため、医師から受けなおすを推奨された事例がある。 現行では、再接種は定期接種とならないため全額自己負担となってしまう、経済的負担が大きい。(市単独で助成を行っている自治体もある。) また、事故の際の救済措置については、定期予防接種のように受けることができない。	6【厚生労働省】 (7)予防接種法(昭23法68) 予防接種の実施については、医療行為により免疫を失った場合の再接種への支援を実施している地方公共団体の事例について、地方公共団体に研修会等を通じて平成29年中に周知する。
28年	45	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、経済産業省、個人情報保護委員会	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局発0511第1号通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総務政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局発0511第1号通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総務政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を箇の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となる否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	
28年	49	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護福祉士修学資金貸付制度実施要綱	介護福祉士修学資金の返還免除要件緩和	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。	【支障事例】 本県では介護人材確保のため、「介護福祉士修学資金等の貸付金について」(平成28年3月2日厚生労働事務次官通知)に基づき、埼玉県社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施している。 本制度では、貸付を受けた者が、養成施設卒業後に県内の社会福祉施設に5年以上勤務した場合、当該貸付金の返還が免除される。しかし、「5年以上勤務」の条件がハードルとなり、平成27年度の利用率は、予定率の約1/3の低いにとどまった。 本制度を利用しない養成施設在学者からは、「利用しない理由として現時点で5年間勤務できる確信がない」との声も上がっている。 【制度改正の必要性】 急速な高齢化により介護サービスに対する需要が今後更に高まる見込まれている。「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(厚生労働省)によれば、本県では2025年(平成37年)には約12万1千人の介護人材が必要となり、2万7千人の不足が生じるとされている。 (公財)介護労働安定センターの平成26年度介護労働実態調査によると、事業所が職員不足の理由として挙げた回答は、「採用が困難」(72.2%)が最も多く、「離職率が高い」(17.0%)を大きく上回っている。 したがって、介護人材の確保に当たっては、職員の待遇改善などによる定着促進策だけでなく、当該貸付金の返還免除要件を緩和することで、利用者の心理的ハードルを下げ、介護労働市場への人材供給を促進することも重要である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	184	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条10、第77条	小規模多機能型居宅介護サービス事業者を利用する際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業者に属している介護支援専門員に変更せざるを得ないこと、また、居宅介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員を兼務することができないことから、兼務を可能とするなど居宅介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業の業務を行えるよう規制の緩和。	【現状】 園においては高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しており、兵庫県でも小規模多機能型居宅介護サービスなど、地域包括ケアシステムの基礎となる介護サービスの充実を図っている。 【支障事例】 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置き、当該介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させなければならない。そのため、既に訪問介護等の支援サービスを受けている者が小規模多機能型居宅介護事業を利用しやすくと、信頼関係ができていた居宅介護支援専門員から、小規模多機能型居宅介護事業者に属している介護支援専門員に変更を余儀なくされる。 また、居宅介護支援専門員にとっても、現在居宅介護を行っている者に小規模多機能型居宅介護事業者を紹介したくても、自らが支援を継続することができなくなるため、ためらってしまう。 上記のことから、事業者から、小規模多機能型居宅介護事業を行いたくても利用者が見込めず、参入できないとの声がある。	6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (v)小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成し、当該居宅サービス計画に基づき、指定小規模多機能型居宅介護事業者において、介護支援サービスの提供を行うことについては、協議の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいた必要な措置を講ずる。	
28年	207	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	若年性認知症施策総合推進事業実施要綱(平成26年7月9日老発0709第3号 認知症施策等総合支援事業の実施について別添3)	若年性認知症支援コーディネーター(以下、コーディネーターという。)を指定都市でも設置できるよう権限移譲を求める。	「若年性認知症支援コーディネーター(以下、コーディネーターという。)」を指定都市でも設置できるよう権限移譲を求める。	若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、活用可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいとされている。 この問題点を解消し、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わる者のネットワークを構築するため、平成28年度から都道府県を実施主体としてコーディネーターを配置し、若年性認知症に対する認知症施策等総合支援事業を推進する(若年性認知症支援コーディネーター設置事業)が制度化されたが、都道府県の同事業への取組は低調であり、未設の県が多い。また、仮に設置したとしても、限られた人員で広域を担当するため、各地域の実情を踏まえた医療、介護、福祉、雇用等のネットワーク構築が困難であり、面談や、医療機関・就労相談への同行といった細かい支援の展開も困難である。 このため、コーディネーターの配置に係る権限について、指定都市に移譲することを提案する。	6【厚生労働省】 (27)若年性認知症施策総合推進事業実施要綱 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいた必要な措置を講ずる。
28年	208	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則38条、52条	要介護・要支援認定期間の一層の弾力化	申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で状態の変化が見込まれない被保険者については、更新申請における認定の有効期間を、個々の状態に応じた判定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	高齢者数の増加に伴い、認定申請件数も増加しており、被保険者、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員及び保険者等の関係者の負担となっている。 介護保険法及び同法施行規則において、要介護・要支援認定の有効期間は原則6か月又は12か月、上限12か月又は24か月とされており、今回の制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、更新申請時の認定に有効期間が、一律原則12か月、上限24か月に延長された。 しかしながら、今後都市部においては申請件数の増加が見込まれており、関係者の更なる負担軽減が必要である。申請件数の増加に対応するため、被保険者個々の状態に応じた細かい対応も必要である。今後状態の変化が見込まれない重度者(要介護5及び要介護4)により要介護4と判定された被保険者の更新申請の有効期間の上限を36か月に延長するなど、より弾力的な運用が可能となるよう求める。	6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (w)更新認定に係る要介護認定有効期間(28条)及び要支援認定有効期間(28条)については、認定事務の処理件数の減少により事務職員等の負担軽減を図るため、省令を改正し、上限を現行の24か月から36か月に延長する。
28年	52	医療・福祉	都道府県	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限定されたため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用すること、事務手続きの簡素化を図る。また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業者着手の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。 さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	6【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議書を一本化する。 (関係府省：内閣府及び文部科学省) 【措置計画】(平成28年1月13日付文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び文部科学省)
28年	63	医療・福祉	中核市	川越市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則	前期高齢者のうち高齢者受給者証の適用を受ける70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化	70歳から74歳の方が高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、国民健康保険法施行規則第7条の17で示された事項を記載した高額療養費支給申請書を提出しなければならないとされている。 一方、後期高齢者医療制度の被保険者は高額療養費の支給申請に際し、申請書を広域連合に提出するものとされている(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条)が、その内容は簡易なものであり、更に一度申請すれば次回以降は申請がなくても高額療養費が支給されるという運用となっていることから、70歳から74歳の方の高額療養費支給申請手続きについても簡素化することを求める。	国民健康保険高額療養費の支給を受けようとするときは、発生の都度、該当者は高額療養費支給申請書を提出することとされている。本市においては、国民健康保険の高額療養費制度の対象となつた方として、行政サービスとして毎月種別案内を送付しており、そのうち毎月6割程度が前期高齢者のうち70歳から74歳の方となっており過半数を占めている。 高額療養費制度は、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で自己負担限度額について差を設けていない。また、本市の平成26年度の実績で1人当たりの受診件数を算出したところ、70歳未満は1年間13.5回であるのに対し、70歳から74歳の方、後期高齢者で29.9回となっており、70歳から74歳の方と後期高齢者の間での差はわずかなものとなっている。これらのことから、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要が低いと考えられるが、現状では、高額療養費の支給を受けようとする70歳から74歳の方は、申請する月ごとに領収書ととも、市に提出するという煩雑な手続きが必要となっており、後期高齢者と比較して被保険者にとって大きな負担となっている。	6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続きを簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の被保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の被保険者に平成28年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	186	医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、川西市、澁賀県、大阪府、和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法 第57条の2 国民健康保険法施行令 第29条の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の17 高齢者の医療に関する法律施行規則 第70条 「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課)	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担限度額の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する	【現状】 国民健康保険の高額療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険法施行規則第27条の17において、保険者に対して高額療養費支給申請書を提出しなければならないことと定められており、高額療養費が発生した月毎に申請する必要がある。 一方、同様の高額医療費の償還制度を持つ後期高齢者医療保険における高額療養費の制度では、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)により、初回のみ高額療養費の申請を行い、その後は申請がなくても高額療養費の払い戻しが行われている。 【支障事例】 同様の償還制度を持ちながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険とで取り扱いが異なっており、後期高齢者と比較して、70歳から74歳の前期高齢者は、申請する月毎に領収書をまとめ、市に提出しなければならない煩雑な手続きが必要となっているため、大きな負担となっている。しかし、①前期高齢者のうち、70歳から74歳までの者と後期高齢者との間には自己負担限度額に差が設けられていないこと、②本県のある市では1年間における病院の受診回数は、70歳から74歳の前期高齢者が18.0回、後期高齢者が20.1回と両者の間に差がないことを踏まえると、70歳から74歳の前期高齢者と後期高齢者との間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がない。	6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続きを簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。	
28年	66	医療・福祉	一般市	東広島市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等、児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正、平成二八年二月三日厚生労働省令第一	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員も配置可)配置することが必要である。 保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ (1)保育士2人を配置する場合 (2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合 (※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり) であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の業務を認めて欲しい。	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1)延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条6号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府)	
28年	68	医療・福祉	一般市	三鷹市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号)・子ども・子育て支援交付金交付要綱	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開所日数をふくめることができるよう要件緩和を図りたい。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、合同で実施した場合、1か所しか開所しないとならない。開所しない学童クラブは、年間開所日数250日以上のある事業所に該当しなくなる可能性がある。		
28年	75	医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県を跨ぐ転居における自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転居の場合、新規発行の手続きが必要であるが、その手続きを簡略化された。例えば、転居に伴う変更が必要部分のみ変更することで速やかに継続した形で発行できることとした。	現在、都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があり、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とのやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性を向上させ転居後の自立支援医療の受診に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	76	医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長された。	本町においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。 また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約5割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割という状況を確認すると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。 また、本町において、更新は年間約170件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩雑となっている。	6[厚生労働省] (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第17法123) (11)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の10年を延長することについて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	81	医療・福祉	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラスにつき2名(うち1名を除き、補助員の代替者)を配置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援員については、研修の内容の一部免除を求める。	これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16科目24時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、経過措置終了後の放課後児童相談員の確保に支障が生じる可能性もある。	6[厚生労働省] (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。
28年	98	医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童支援員認定資格研修の受講免除	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくても支援員を有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。	有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化する見込まれる。 また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。	6[厚生労働省] (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
28年	111	医療・福祉	中核市	松山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 放課後児童支援員等研修事業実施要綱	放課後児童支援員研修の受講要件の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明確の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。	放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員とそれ以外の者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。 放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があるが、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者(保育士等の有資格者と実務経験者)と大別されるに限られているが、実務経験者に関する要件の中には、補助員経験者や子育て支援員に関する規定は明記されておらず、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求めざるを得ない。 また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場職員の負担となっている。 今後、放課後児童健全育成事業を充実させるに当たっては、一定の実務経験を有する放課後児童支援員をできるだけ多く確保する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員を段階的に育成していくことが効率的であり、子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。	6[厚生労働省] (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	213	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	平成26年厚生労働省令第3号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条及び附則第2条	放課後児童支援員資格要件等の緩和等	1放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。 2省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条第3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直そう求める。 3省令第10条第5項の併設施設への業務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設に専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを業務により運営できるよう省令を見直そう求める。	1.2 厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)において、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務化され、その資格要件として、①保育士等の資格を有し、かつ②都道府県が実施する研修を修了した者とされた(②については、経過措置があり、平成31年度末までに受講すれば良いとされている。)。しかし、都道府県が実施する研修について、平成31年度末までに予定する研修修了者数(クラブ数×2名)では、特に放課後児童クラブの開設時間の長い長期休業期間中において必要とされる放課後児童支援員の人数が不足するため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。 また、経過措置期間が経過した平成32年度以降は、新規採用職員が②の研修を受講していない場合、当該研修を受講するまでの間、当該採用職員は支援員として業務に従事することができなくなるため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。 3放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童数が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、専任の放課後児童支援員を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設に業務を兼務することとなっている。 本市では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支障が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼務している。 しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中に一つの放課後児童クラブが20人以上で併設の放課後児童クラブと合わせて38人以下となった場合(例えばAクラブが21人、Bクラブが8人)、放課後児童支援員を専任とせず、放課後児童支援員2名が互いのクラブを兼務することにより、運営できるよう規定の緩和を求める。 なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた後に、中途から複数のクラブを合同にすることはできないとの回答を得ている。	5[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6[厚生労働省] (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則第2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
28年	97	医療・福祉	都道府県	栃木県	内閣府、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第4条の12、第3条の14、第3条の18、第3条の18の2	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○市町村以外のものにあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○市町村以外のものにあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事業)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村であった。 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとることが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指導事項の改善策(重要事項説明などをの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。 なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	5[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(昭22法67)25条の17(第2項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理特例等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府)
28年	99	その他	都道府県	栃木県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関する法律(以下「番号法」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	【支障事例】 番号法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報」(平成26年12月12日省令)の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大変な状況である。 また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請者は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	
28年	100	医療・福祉	都道府県	三重県、広島県、日本創生ための将来世代応援共同型	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	「里親制度運営要綱」及び「児童福祉法による児童の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であること	里親が行う児童の養育として「里親が児童を預かる場合の放課後児童クラブの利用」に関する規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請について	近年では、共働きなどの里親が増えており、里子の放課後児童クラブの利用ニーズが高まっている。「里親制度の運営について」(平成14年9月5日付「児童発達支援センター」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によると、第6 里親が行う児童の養育で「10 里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならないこと。」また第7 里親が行う養育に関する最低基準で「6教育 里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。」とされているが、放課後児童クラブの利用を必要とする委託児童に対し、その利用が確実に進むよう、各通知等に位置づける必要がある。	6[厚生労働省] (4)児童福祉法(昭22法164) (v)里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。	
28年	103	医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による感染症の公費負担の取扱いについて)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手する個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	6[厚生労働省] (19)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要があること、この点における事務の効率化のためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び総務省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	104	医療・福祉	一般市	丸亀市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	昭和60年11月16日 児企第37号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当の支給資格認定に係る事務取扱について」及び平成22年月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発行「児童扶養手当事務処理マニュアル」	児童扶養手当支給資格認定手続きにおける居住地申請特例の要件緩和	勤務地近くの保育所に入所するためや区域外の学校へ進学することを理由として、やむを得ず住民票と現住所が異なる場合に、現住所を管轄する自治体において支給資格申請の受理ができる旨を、児童扶養手当の支給資格認定申請に係る事務取扱についての通知に明記すること。	【支障事例】 児童扶養手当の支給資格認定申請は、住所を管轄する市区町村にて行うこととされているが、児童扶養手当の支給資格認定に住所を管轄する市区町村に知られると危害が加えられる恐れが強い場合や、またたは本人のやむを得ず住民票の移動が難しいことによりやむを得ない理由がある場合には、現実の住所地の市区町村において申請を受理して差し支えないこととされている。ひとり親の場合で、市町村教育委員会間の協議が整わず区域外就学ができない、又は保育所広域利用ができないことにより、やむを得ず居住地以外の場所へ住民登録し、住民登録市町村における学校や保育所へ通うような場合、居住実態がないために住民登録地では支給資格認定を受けられず、児童扶養手当の支給資格があるにも関わらず、支給できない。	
28年	115	医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第18条の6第1号 児童福祉法施行令第5条第3項 児童福祉法施行規則第6条の3第2項	指定保育士養成施設の定員弾力化	保育士の人材供給を確実に増やすため、指定保育士養成施設の定員弾力化が可能な旨、厚生労働省から都道府県に通知を発生するなど、指定保育士養成施設の定員基準の弾力化を求めるもの。	本市では、平成26年4月、平成27年4月と2年連続待機児童ゼロを達成したが、平成28年4月の待機児童は11人となっている。保育所等の申込数は年々増加しているが、それに合わせた保育士の確保が難しくなっている。 指定保育士養成施設の指定等については、児童福祉法施行令第5条の規定により都道府県(昨年度までは厚生労働省)の承認を必要としているところであるが、入学定員については、「指定保育士養成施設の運営適正化について」(平成17年11月17日雇児保発1117001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を基準として、運用上、入学定員を超過して学生を受け入れることが認められない状況にある。 結果として学生の辞退を考慮して、余裕のある合格通知を出すことができず、定員割れとなる場合や、定員を超過した場合は、都道府県(昨年度までは厚生労働省)に対し、改善方策の提出が必要となるなど、養成施設での柔軟な対応ができない状況である。	
28年	116	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	C A又はBに關 連する見直し	医療扶助運営要領	生活保護医療扶助の医療券の交付対象者の変更	医療扶助運営要領第3医療扶助実施方式(本提案において「実施方式」という。)2-(5)~4-(9)では、「医療券の交付に当たっては、被保護者として医療券交付処理済に受領印を押させ、又は被保護者から受領証を徴すること。」とされているが、医療券の交付及び受領印等の徴取を医療機関に対して行うものとするよう変更された。	【支障事例】 病氣や障がいを抱え、支援者が近くにいない被保護者は、医療券受領のため業務所管課窓口に来られず、治療を諦める事例がある。地区担当員が被保護者宅に医療券を持参する場合、事務負担となり通常の支援の支障となる。 障がい等で管理能力に欠ける被保護者が多く、医療券を紛失する事例がある。この場合、医療券を再交付するが、被保護者の治療が遅れるほか、事務手続が増える。また、実際は紛失していないのに再交付すると、先に交付した医療券を対象者以外の者に使用させる等の悪用が、過去の類似の事例から懸念される。再交付の申請がないと、医療券を持参せず受診しようとして医療機関との間でトラブルとなり、医療機関から診療、医療費請求等の事務に遅延等の支障が生じるとの声がある。 今後、高齢世帯が増加する見込みであり、同じ理由による支障が多くなる懸念がある。 なお、各給付要否意見書及び診療依頼書の交付も同じ問題がある。	
28年	117	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第24条、第25条、第26条、医療扶助運営要領、生活保護問答集	生活保護医療扶助変更等の決定に係る通知の一部廃止	生活保護法第24条から第26条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対しその旨書面をもって通知するが、保護の変更(医療扶助運営要領第3(医療扶助実施方式)2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から歯科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」)及び医療扶助の廃止決定のうち、「治療による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められた。	【支障事例】 医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。 実施機関としても、医療扶助の決定件数は多く(医療券の交付ごとについて決定があったとすると、月10,000件程度)、その全てについて通知を行うことは、実施機関の事務負担が過大となるだけでなく、通知の印刷代、郵送代等の費用が多額となり財政面での負担が大きくなっている。 なお、本人支払額の変更等の本人の負担となる決定又は不利益となる決定については、被保護者が自身の権利利益を保全するためにも通知をすることが必要であると考えている。	
28年	114	医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	生活保護法第76条 生活保護法施行規則第22条【参考】 厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の2 厚生労働省社会・福祉局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-10	死亡した生活保護受給者の遺留金品への充当	死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したのに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」とを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。	相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができ、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。 一般に、自身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前達した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日前計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。 このような中で、自治体がある死亡した生活保護受給者に対しての債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。 また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまいう現状もある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	118	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護法第63条の規定による費用の返還方法の追加	生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定により、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設された。	【支障事例】 返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病氣や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くなる。今後、高齢者が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなる見込みがある。 法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に乏しいはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還に充てる真摯な意思がある以上、返還金についても同様の方法を認められない根拠は乏しく、上述の申出のある被保護者に直接納入できない旨の説明ができない。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	204	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護の返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の滞りや受給や一時的な所得など、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。 また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。 これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。 平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の申出があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正をお願いしたい。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	262	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護費と返還金の調整	生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまうのが現状である。例えば、年金の滞りや受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せずに消費してしまう事例が後を絶たない。 この場合、やむを得ず分割での返還を求めるとなるが、納付書となるため納付が滞ることが非難も多く、未納の債権額が増大する原因となっている。 被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	205	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第75条、厚生労働省社会・援護局課長通知「生活保護費国庫負担の精算に係る適正な返還金の債権管理について」(平成27年12月8日改正)	生活保護費における返還金等取扱事務の規制緩和について	遺族が申立書を提出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、収入があるにも関わらず未申告であったり、年金を過去に遡って受給するなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金債権の取扱いについて、平成27年12月に厚生労働省の通知が改正され、より厳格な管理が求められることとなった。公債権であり厳格に管理すべきことは当然であるが、返還金を未納のまま本人が死亡するケースも存在する。 このようなケースに対して厚生労働省の通知通りの厳格な債権管理を行うことは、回収が極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなり、費用対効果の面から合理的とはいえない。また、保護費給中の債務者への納付指導や、生活保護法の本来の目的である世帯の自立助長に係る指針に時間をおくことができない。 この点、扶養義務者の多くが債務者に対して援助ができない経済状況であり、債務者が死亡した場合であっても劇的に経済状況が好転していることは極めて稀であるため、大半は相続放棄を申し出ていくこととなる。しかしながら、厚生労働省の通知通りの手続きを行うと、相続人全員から家庭裁判所が発行する相続放棄の申立書を徴取する必要があり、過大な事務が発生する。このため、例えば、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものと取り扱うなど手続きの簡素化を認めていただきたい。	
28年	120	消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「(東日本大震災)による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	遺族が申立書を提出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では被災者支援専門職団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救費費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたこと。	6【厚生労働省】 (2)災害救助法(昭22法118) (1)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされた要配慮者に対する災害時の対応として、既存の「V」アプローチされた建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に実施する。 (関係府省：内閣府)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	121	消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめる。都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支障事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手頭が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難な本県では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	6【厚生労働省】 (2)災害救助法(昭22法118) (ii)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位の体制づくりを推進するとともに、先駆的に地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。 (関係府省：内閣府)	
28年	122	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲		就学前の子どもに関する情報提供等の権限移譲	認定こども園に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づき情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼児連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限が及ぶ。政令市・中核市に所在する幼児連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更届が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監督等他の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監督を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監督を行うことになってしまう。	5【厚生労働省】 (4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び文部科学省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼児連携型認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：内閣府及び文部科学省)	
28年	133	農地・農業	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和		農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が18計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が稼働しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した事業者は6事業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤去後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	6【厚生労働省】 (15)農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：農林水産省、経済産業省及び国土交通省)	
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和		半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	6【厚生労働省】 (16)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合において、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	6【厚生労働省】 (16)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちにこれを主務大臣へ提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣へ提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【厚生労働省】 (10)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちにこれを主務大臣へ提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣へ提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【厚生労働省】 (10)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	140	雇用・労働	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 就労継続支援A型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し	就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しないことと。また、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならない取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 国は、就労継続支援事業について、地方自治法に基づく技術的助言により、原則、暫定支給決定を行う市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定の実施は義務ではなく市町村判断とし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められておらず、市町村における実務において、混乱が生じている。 その一因として、就労継続支援A型事業(以下「A型事業」という。)所に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特助金」という。)の支給の取扱いが指摘されており、暫定支給決定の有無が特助金の支給の可否に繋がることがあることから、A型事業所からは「暫定支給決定をしなくてもよいのでは」という声もきかれ、事業所の理解と協力が得られにくいところ。 障がい者福祉の観点から技術的助言として暫定支給決定が推奨されている一方で、雇用施策では不利に取られるアンバランスな運用となっている上、暫定支給決定期間の経過後に継続して雇用しても特助金の対象外とする現在の運用は、暫定支給決定に対する市町村の方針に影響を与えかねず、また、より適切なサービス提供を求める障がい者本人の本来確保されるべき利益を損なうことにも繋がりがかねない。	6【厚生労働省】 (30)特定求職者雇用開発助成金 特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象とできる。「雇用関係助成金支給要領」(平25厚生労働省職業安定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年中に通知する。 【措置済み】平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知】	
28年	143	医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	・子ども・子育て支援法第27条～第30条 ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政令第349号・26文科初第1463号、雇児発0331第10号)	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することとを求め。	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間が、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の資金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する資金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に依存するを得ない状況である。	【背景】 閣議決定「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】 当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間が、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の資金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する資金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に依存するを得ない状況である。	5【厚生労働省】 (5)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び文部科学省)
28年	144	医療・福祉	指定都市	仙台市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱第7項 ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱第8項 ・会計法第48条第1項	保健衛生分野の補助金交付申請における請求に係る手続きについて、指定都市が直接国に請求し、国から指定都市に直接支払いを行うよう改めること。	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金や保健衛生施設等施設・設備整備費補助金など保健衛生分野の補助金の交付申請・実績報告は、直接、市から国(厚生労働省)に提出するが、補助金の請求については、会計管理者等関係書類を添付し請求書を提出し、その後補助金が交付される。県を経由することで、手続きの標準的な事務処理として、直接国とのやりとりであれば、請求・支払い段階でそれぞれ1～2日、往復で計2～4日ほど多く時間を要し(担当者が出張・不在の場合はさらに増加)、市における会計手続きの時間的余裕の不足につながっている。	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金や保健衛生施設等施設・設備整備費補助金など保健衛生分野の補助金の交付申請・実績報告は、直接、市から国(厚生労働省)に提出するが、補助金の請求については、会計管理者等関係書類を添付し請求書を提出し、その後補助金が交付される。県を経由することで、手続きの標準的な事務処理として、直接国とのやりとりであれば、請求・支払い段階でそれぞれ1～2日、往復で計2～4日ほど多く時間を要し(担当者が出張・不在の場合はさらに増加)、市における会計手続きの時間的余裕の不足につながっている。	
28年	147	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定	地域医療構想を実現するための財政措置である地域医療介護総合確保基金の医療分について、県ではなく市が主体的に計画を策定して、執行できるようにする。	基金は県全域を対象に県が事業計画を策定するが、その事業効果が県域全体に及ぶことが必要とされている。その中で、県立の施設の整備費に予算が優先的に配分されるなど、本市も含めた地域医療の課題解決につながるような配分になっていない。基金を活用しようと提案したにもかかわらず、県の意向に合わないという理由で採用されない事業もある。 県でも地域間で課題に関する事情や課題は異なることから、県が一律に計画を定めるには限界があり、地域の実情を把握している市が計画を策定すべきである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	163	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	・当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否等も不明なので、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまふ。年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付する必要がある。	6【厚生労働省】 (17)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成26年64) 地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。
28年	212	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条	連携協約を締結した連携中核都市への地域医療介護総合確保基金の設置権限の移譲	連携中核都市において地域医療介護総合確保基金を設置できるよう改正を求める。	広島市では、経済面や生活で深く結び付いている広島広域都市圏の23市町(山口県の市町を含む。)と連携協約を締結し、圏域全体の経済活力にぎわいの創出、高次都市機能の整備に積極的に取り組むこととしている。 中でも、医療の分野の取組としては、広島都市圏の救急医療体制の構築、救急相談センター事業の実施やICTを活用した地域医療支援など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む方針である。 こうした取組を推進するために地域医療介護総合確保基金を活用して体制整備を行うことが考えられるが、同基金は都道府県計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施する都道府県に設置されることになっており、県を跨る広島広域都市圏の事業では、広島、山口のいずれの県の基金も活用することができない。 こうした状況を解消し、連携中核都市においても同様に基金事業計画を策定し、同基金を活用して、圏域の特性に応じた施策を推進することができるよう、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域的な医療連携を位置付けている連携中核都市への移譲を求める。	
28年	153	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領 II 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報(地方税関係情報又は住民票関係情報)に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	6【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (1)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省：内閣府、総務省及び文部科学省)
28年	298	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバー制度における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第19条)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	マイナンバー制度における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第19条)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報には、番号別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。 番号別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【支障事例】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 生活保護受給者、外国人保護受給者、外国人保護受給者が同様扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	6【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府、総務省及び国土交通省)

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	177	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【再提案理由】 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10-H27.10、2,131人増)。このようななか、一徳総活躍社会の実現に向け、働き方改革や国立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についての対応方針について」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受け入れ強化を求めると、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】 認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。 本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、園が定める特別基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確保が担保が困難であった。	【調整結果】 6【厚生労働省】 (22)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)	
28年	178	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされているが、3歳以上の園児についても可能となるよう緩和すること。	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するために、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならぬとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前ビルのビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳未満の子どものみであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止等の設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準等を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないとされている。※乳児2、1・1・2歳児は、3歳児2.01 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	6【厚生労働省】 (22)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要となる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所定の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)
28年	181	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付事業 病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【支障事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたい、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れなという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特設の支障も生じていないことから、今後も活用が見込まれている。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条1号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱(平28厚生労働省令)等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件を満たす事業の実施を可能とする。 ・尾島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めたとき、病児機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省:内閣府)
28年	219	医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付事業 病児保育事業実施要綱第3条	子ども・子育て支援交付金補助要綱の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象となる旨明記すること。	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象となる旨明記すること。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に関する清結品等の経費が交付対象経費に含まれることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	220	医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		病後・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預かる時間帯が多岐にわたることが想定される。また「潜在保育士の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けし、またにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げている。 このように、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条1号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要領」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目前に例外的に以下に掲げる条件を満たす事業の実施を可能とする。 ・福島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省・内閣府)
28年	182	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和	入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。	【現状】 虐待を受けた児童等を施設に受入れる場合、職員との信頼関係の構築や愛着の形成のため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、手厚い処遇体制を確保するため、1年間を適用期間とし、被虐待児受入加算費を支持している。しかし措置変更により施設を変更した場合、変更前の施設で受入加算費が支給されれば、新たな施設では残存期間しか加算されず、変更前の施設で1年間加算されていると変更後の施設では加算されない。 【支障事例】 前施設でのトラブルにより児童養護施設を変更したが、前施設で5ヶ月にわたり被虐待児受入加算をされていたため、新たな施設では7ヶ月の加算しか受けられなかった。措置変更後の施設において当該児童を支援するため、専門性の高い主任児童指導員や家庭支援専門相談医が対応に当たる必要があるが、加算が途絶えることにより担当職員が交代せざるをえず、対応力が減退し、問題行動が再現することが多い。(※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望が寄せられている。 職員との信頼関係の構築及び愛着の形成のためには、入所当初の児童と職員との関わりが重要であることから当該加算が措置されていることを踏まえると、1人の児童に対し1年間加算する仕組みではなく、1つの施設に対し1年間加算することが適当である。	
28年	206	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		生活困窮者自立支援制度における事務の簡素化	生活困窮者自立支援制度に関する①毎月の実施報告を四半期に1度に、また、②フォローアップ報告を全自治体から抽出自治体に変更し、実施機関の負担軽減を図るよう、運用改善を求める。	平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行し、広島市でも月に約150件の相談を受け、その結果を毎月、厚生労働省に報告している。 この実施報告を提出するため、月初に、前月の相談件数や利用状況の内訳を確認しているが、平成28年度からは更に当該月における全ての相談者(新規)について、支援経過を約1年間報告することが求められており、実施機関の負担が増加している。 月別の相談件数報告については、集計作業等の負担を軽減するために四半期分をまとめて提出することとしていただきたい。 また、フォローアップ報告についても、事務負担が大きいため、地域の実情を勘案して対象の地方公共団体を選定する抽出調査としていただきたい。	6【厚生労働省】 (25)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	209	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大	市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	国民年金法では、その事業の事務の一部を市町村長が行うことができることとしており、市町村は法定受託事務及び協力・連携事務として、住民からの届出受付等の窓口業務の一部担っている。 窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要になる。この際、市町村が年金記録を確認する手段としては、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会会の3つがある。 ①、②は電話問い合わせになるため、窓口に来られている住民と話をしながら状況を確認することができず、確認している間お待たせいただくを得ない。また、聞き間違い等による誤りが起きる可能性がある。②では確認できる範囲が限定(納付記録は過去5年分のみ等)されており、情報が不足することがある。 このため、現在は原則として年金事務所のみ設置されている年金情報照会用のシステム(ウィンドマン)を市町村の窓口を設置するなど、市町村の窓口において確認可能な年金記録の範囲の拡大を求める。	6【厚生労働省】 (32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領 市町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用される社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「窓口装置」という。)については、年金記録全数の相談にも利用可能であることと、市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領(平28日本年金機構国民年金部。以下「実施要領」という。)を改正して明記し、平成29年度から円滑に適用して運用できるよう、賞与希望の照会も含め、市町村に周知する。 その際、実施要領に定めている「年金相談受付票」については、窓口装置を活用した年金相談の場合に記入が必要なものであることが明確となるよう、名称の変更を含め、適切な措置を講ずるとともに、記入を求めている情報が記録されるのであれば、市町村が独自に様式を定めることを可能とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	210	医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第 16条	児童委員の役割を 強化するために民生 委員との兼任を できる規定化	民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を 求める。	児童福祉法第16条により市町村の区域には児童委員を置くこととされているが、同条第2項で「民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっていない。 しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度:17,078件/総数65,300件)を占めているに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化し、児童相談所における相談・通告件数も増加(平成21年:475件⇒平成25年:1,031件)しているため、児童委員を兼任している民生委員の負担が増加してきている。 また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として65歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は63.2歳であり、年代別では30代・40代が権威に少なく、60代が半数を占めている。 ついでに、地域の実情に即して民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、児童福祉法において、「民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法16条2項を「民生委員を児童委員に充てることができる」との規定に改めることを求める。	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (i)民生委員・児童委員の職務(民生委員法(昭23法198)14条及び児童福祉法17条1項)については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事業に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員(児童福祉法17条2項)等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制の活用に当たって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。
28年	231	医療・福祉	都道府県	滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	健康保険法第 76条第2項	離・遠隔病理医等 の活用に向けた病 理診断ネットワーク 適用対象の規制 緩和	離・遠隔病理医等が、遠隔病理診断ネットワーク上で 病理診断を行う場合に診断料の保険請求が可能となる 規制緩和	【支障事例】 病理医が不足している一方で、その不足を補うことが可能な定年退職や結婚・育児等の理由で 離職している病理医の方々については、一定の勤務時間を確保することが困難など病院との雇用 契約関係を結ぶことが困難なため、病院と病理医が雇用契約関係を結ぶのではなく、病院があら かじめそのような病理医を登録し、病理診断の必要が生じた際に、自宅等でテレパソロジーを 活用して診断を行う都府県単位の形での報酬を支払う制度を設けることを検討している。 その場合、病理医に対する謝金の財源として、病理診断に係る診療報酬の項目である組織診断 料又は細胞診断料を活用することを想定しているが、組織診断料又は細胞診断料を算定するに は、病院の場合、当該保険医療機関に病理診断を専ら担当する医師が勤務することが求めら れており、常勤・非常勤を問わないもの、当該保険医療機関と何らかの雇用契約関係を有する ことが要件とされていることから算定できず、謝金に必要な財源が確保できない状況となっている。 【制度改正の必要性】 保険医療機関と雇用契約を有しない場合でも、「勤務する」と準じる扱いとして、組織診断料又は 細胞診断料の算定を可能にすることで、テレパソロジーの活用が拡大し、診断の迅速化、診断精 度の向上を図ることが可能となる。	6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (ii)遠隔で行われた場合の病理診断(テレパソロジー)については、 保険医療機関間の連携を推進する観点から診療報酬の算定の対象 としているが、診断に係る責任を明確化したついで医師(病理医)の不足 に対応する観点から、その保険医療機関と雇用関係のない医師(病 理医)が保険医療機関と締結した請負、委任等の契約に基づいて 行った場合にも診療報酬の算定の対象とすることが適当を含め、 診療報酬上の評価について、中央社会保険医療協議会の意見を聴 いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	265	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働 省	B 地方に対する 規制緩和	家庭的保育事 業等の設備及 び運営に関する 基準(平成26年 厚生労働省令 第61号)第16 条第2項	家庭的保育事業 等における食事提 供の特例に関する 搬入施設の緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入 施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施し て園児の食の安全性等が一定程度確保されていると 認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業 所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が 難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1 日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手 段を採るなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負 担が増え、また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が 短く、報酬も安値となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業者では、自園調理 により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設 けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者の ままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法 65) (ii)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働 省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入 施設に関する規定については、以下のとおりとする。 家庭的保育事業者等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設 (同省令61条2項)については、公立保育所における給食の外部 搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調 査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法 人が運営する事業者等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以 外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中 に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)
28年	266	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働 省	B 地方に対する 規制緩和	家庭的保育事 業等の設備及 び運営に関する 基準(平成26年 厚生労働省令 第61号)第6条 第3号、附則第 3条 特定教育・保 育、特別利用教 育、特別利用教 育、特定地域型 保育、特別利用 地域型保育、特 定利用地域型 保育及び特別 保育に要する費 用の額の算定 に関する基準等 (平成27年内閣 府告示第49号) 第1条第30号 及び別表第2	家庭的保育事業 等の連携施設に 関する規定の要件 緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業 等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間 (平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減 額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所でき る3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業者等の卒園児を受け入れることができない状態(いわ ゆる「歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進 まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難 である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保する ことが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを 理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自 治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすし、環境を整えているところもあるが、 経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由 に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供が できないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用 調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障できれば、卒園児受入れのた いの連携施設を設ける必要性は低い。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保 育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が 反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法 65) (ii)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働 省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入 施設に関する規定については、以下のとおりとする。 家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳 児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引 き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令61条3号)につ いては、市町村による利用調整の方法により、利用乳児に対する当 該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、 同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であ ること、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	271	その他	市区長会	特別区長会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	窓口業務の民間事業者への委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体的実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意思伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。		
28年	275	医療・福祉	中核市	八王子市	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第3条	学校教育法第14号第10条	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「児童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と児童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。	【提案の背景】 国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第44条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならない、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。		
28年	281	環境・衛生	一般市	守谷市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第26条	区域外給水の事務手続きの簡素化	市域における1件の需要者から給水依頼を受けた時、その敷地が給水を受ける側の市町村道に接していない場合、水道法の手続きとして、①水道用水供給事業認可取得と条例制定②水道事業の事業認可変更の届出(拡張)及び事業の休止又は廃止(縮小)の許可及び給水区域変更のための条例改正③給水を受ける事業体が、給水する側の事業体の道路に配水管を埋設して給水すること等が必要となる。 しかし、市外の1件の給水のために、事業認可の取得や条例改正、配水管整備等を実施することは、水道事業体にとって事務負担や費用負担が大きく、また迅速な水道サービスの提供ができない。 そのため、給水戸数や給水量が現事業認可の水需要予測を超えない場合には、特例措置を設け、迅速な水道サービスの提供と事務簡素化を図るよう求める。	隣接市から、当市の市道に埋設されている配水管から、隣接市に建築が予定されているアパートへの給水依頼があった。当該アパート敷地は、当市の市道以外に接道がなく、また隣接市の他の土地所有者からは給水管等の埋設同意が得られない状況にある。当該アパート敷地は隣接市の給水区域で、接道している市道は当市の給水区域である。この案件で給水するためには、以下の手続きが必要となり、水道事業体の大きな負担となっている。 ①給水する側が水道法第26条に基づく水道用水供給事業者の事業認可 ②給水する側が、水道法第10条に基づく給水区域の軽微な変更の届出、給水を受ける側は、水道法第11条に基づく給水区域の一部休止又は廃止の許可 給水区域の変更による条例改正や事業認可のために時間を要し、アパート建築のスケジュールに関わらず、本件の給水を断念した。	6【厚生労働省】 (11)水道法(昭32法177) 区域外給水の事務手続きの簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行う。	
28年	282	医療・福祉	都道府県	和歌山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	厚生労働省令において規定されている保育所の人員配置基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直し	現行では、保育所における保育士の配置基準については、厚生労働省令を「従うべき基準」とすることが児童福祉法第45条で規定されているが、地方分権改革推進委員会第3次勧告では、同基準は廃止又は「標準」として「参酌基準」とすべきとされているところ。 昨今、保育所・待機児童問題が社会問題として大きく取り上げられ、また、本年3月の参議院予算委員会でも、保育人材確保策など、待機児童解消に向けた取り組みについて取り上げられたところ。 待機児童数の規模は東京などの大都市ほどではないが、和歌山県においても、近年、和歌山市や岩出市といった都市部において、特に3歳児未満の待機児童が急増しており(H25.64人→H27.215人)、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	286	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の5及び19児童福祉法施行令第19条児童福祉法施行規則第6条の35	保育士登録の取り消しに係る関係機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	【支障事例】 平成28年1月に、本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが、個人情報保護を理由に情報入手できない状況が続いている。本県においては、起訴前であるため、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も求められなかった事例があると聞いている。	
28年	287	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「がん診療連携拠点病院の整備について」(厚生労働省健康局長通知(平成26年1月10日)) 「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を満たした場合でも認められるよう、要件の弾力性を求める。また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。	【支障事例】 本県では、地域完結型医療の実現を目指して、高度な医療資源が集中する基幹病院を中心に、医療機能の分化・連携を進めており、特に放射線治療については、平成27年度に「広島がん高精度放射線治療センター」を開設するなど、地域において質の高く効率的な医療提供体制を構築する取組を推進している。 地域がん診療連携拠点病院の指定には、下記①または②を、施設単位で概ね満たすことが指定要件となっているため、各病院の診療内容等が融合・分立し、重点化が進まず、病院間連携(協働)による診療内容の集約化が図られないなど、患者がより高度な医療を受ける機会を逃らすなどの問題が発生する原因となっている。 また、「外来放射線治療加算」は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院が外来患者に対して放射線治療を実施した場合はこの加算が認められるものであるが、放射線治療科を有しない医療機関の入院患者が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している病院で放射線治療を実施した場合はこの加算が認められておらず、放射線治療科を有する病院への患者の集中等により病院間の機能分化や連携強化を実現するための支障につながる。 【地域がん診療連携拠点病院の指定要件】 ① 診療実績(院内がん登録数(年間)500件以上、悪性腫瘍の手術件数(年間)400件以上、放射線治療の患者数(年間)200人以上、がんに係る化学療法の実患者数(年間)1,000人以上) ② 2次医療圏に居住するがん患者のうち、各施設が占める診療実績の割合:2割程度以上 ※がん診療連携拠点病院に対しては、診療報酬上、「がん診療連携拠点病院加算」(入院初日500点)が算定される。	6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (ii)がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を導く。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (3)「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」が診療連携拠点病院の指定については、指定されている医療機関のがん診療提供体制が変更され、当該医療機関のみでは指定要件を充足できない場合についても、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、指定要件の充足度に関する個別具体的な判断を行った上で、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することについて、地方公共団体へ平成29年度の現況報告書の提出を求める際に通知する。
28年	296	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号に基き同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報等の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	マイナンバー制度における特定個人情報の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会公表している事務を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	
28年	7	土地利用(農地除く)	一般市	妙高市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取扱いについて ・国有林野の管理経営に関する法律施行規則	地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化	・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲かを定める必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するもの解除に申請する人口の増加で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体によってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではないが、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないが、有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要として、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道については、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際された場所を使っている実情も多くある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなければならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができない事例も多くある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	6【農林水産省】 (3)国有林野の管理経営に関する法律(昭26法246) 国有林野を登山道や遊歩道として貸付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる。国有林野の管理処分事務運営について(昭42林野庁)を平成28年度中に改正する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	8	農地・農業	一般市	伊丹市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業災害補償法第85条の7	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は「戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い」。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。 【具体的支障事例】 共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	6【農林水産省】 (1) 農業災害補償法(昭22法185) (1) 市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。
28年	74	農地・農業	都道府県	石川県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業災害補償法第131条、143条 農業共済保険審査会の設置義務の見直し	農業共済保険審査会の設置義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事業が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう設置義務を見直しを希望する。	【提案の背景】 本県においては、昨年度内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 また、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に申し立てを提起することはないこと」もなくなった。 また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険除去(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険除去を定める必要はない。 【具体的支障事例】 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が遅延し見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審査会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	6【農林水産省】 (1) 農業災害補償法(昭22法185) (ii) 都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。
28年	13	農地・農業	一般市	三笠市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間がかかり、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、事業時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなくてはならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	6【農林水産省】 (13) 強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	78	農地・農業	都道府県	鳥根県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(改正平成28年4月1日)	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。 そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。 ① 整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容が重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ② また、整備交付金においては市町村が収益施設の実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小企業をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ① 総合化事業計画と事業実施計画を一本化する。又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販賣計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容を重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ② 整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなどの要件の緩和を図る。	6【農林水産省】 (16) 6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平25農林水産省)を平成28年度中に改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	102	農地・農業	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法施行令第69条	国営土地改良造成施設の改修等申請の県経由の廃止	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に取り扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。 また、県で添付書類の有無は確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によっては厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実質としては乏しい。 なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できていると見られる。また、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生じている都道府県経由制度を廃止するべきである。(参考/本県における過去の経由事務件数) H27: 41件、H26: 45件、H25: 61件	【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成28年度中に政令を改正し、廃止する。	
28年	124	農地・農業	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年八月二十七日法律第百七十九号)第22条 ○ 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等について」第3条及び別表1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあつては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせる)	【提案の背景】 農林水産省で定める適法に基づく財産処分承認基準において、財産処分にあつては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。 このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」が指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために数十万円〜数十十万円の不動産鑑定料が発生することとなり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的な支障事例】 港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事により、河川堤防が管堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (1)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回る場合が想定される場合には、不動産鑑定を行わずに「残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できる」よう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。	
28年	293	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	A 権限移譲	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 九州地方知事会	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分手続の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみ行うこととする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 【支障事例】 昭和55年自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業トラレーンセンター、平成3年に農業改善事業で整備した巻岐町の農村広場等(いずれも市町村所有)において、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい旨、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等」の承認基準について(平成20年5月23日付20経第385号)の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4〜6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事業が多く発生することが見込まれている。	【農林水産省】 (1)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分の報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することとし、その旨を都道府県に平成28年度中に通知する。	
28年	294	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 九州地方知事会	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 九州地方知事会	集落農組組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制として、国へは県からの事後報告とする。 ※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併JAに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。 また、国庫補助事業等により取得した財産については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならないが、農作業の繁忙期等は事務が追いつかず、また事務量が多いため法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務期間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県として「支障事例」も施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	【農林水産省】 (16)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (i)経営体の法人化に伴い財産を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	125	農地・農業	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追加する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点をを行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができていないため、業務への支障が生じている。	
28年	133	農地・農業	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特別により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	6【農林水産省】 (7) 農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に変更を求められることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	6【農林水産省】 (10) 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画書の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省: 総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に変更を求められることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	6【農林水産省】 (10) 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画書の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省: 総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【農林水産省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【農林水産省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
28年	136	その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による融資方式の追加、転貸融資方式の追加、転貸融資方式の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されない理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなど物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	254	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による融資方式の追加、転貸融資方式の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されない理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなど物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	158	農地・農業	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならぬことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。 事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	6【農林水産省】 (14)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。	
28年	21	産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。	6【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮水素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤面に高圧ガス設備を設置する場合の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年中に明確化する。 [措置済み(容器保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))]
28年	214	環境・衛生	都道府県	徳島県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCVフォークリフトに係る屋内水素ディスプレイ設置基準の緩和を図ること。	FCVフォークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充てんが可能であることがFCVフォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスプレイの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充てんは不可能となっている。	
28年	215	環境・衛生	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、堺市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCVフォークリフトへの水素セルフ充てんを可能とすること。	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を確保するため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCVフォークリフト作業者が、セルフ充てんを行うことはできない。	
28年	216	環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法32条 道路法施行令第7条	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者や観光客が気軽に立ち寄りやすくなること、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	59	産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する 規制緩和	高圧ガス保安法 第16条～第17 条の2、第21条 第4項	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	<p>一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。</p>	<p>第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることが困難である。</p> <p>また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があるが、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。</p> <p>※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられている。</p> <p>※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所設置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面</p>	
28年	26	産業振興	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	警察庁、経済産業省、環境省	B 地方に対する 規制緩和	火薬類取締法 第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	<p>鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡について、許可を要しないこととすべき。</p>	<p>【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、インシタが増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲渡許可申請に当たり、各支部での申請者合計382人(申請件数382件)、申請手数料等の費用負担 817,588円(2,400円/件+手数料)が生じた。</p> <p>【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のまとめた捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲渡については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。</p>	6【経済産業省】 (1)火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲渡の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、銃薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲渡の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁及び環境省)
28年	43	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者 持続化補助金 交付要綱	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲	<p>小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)</p>	<p>【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。 H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行っていない。</p> <p>【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。 このように地域と結びつきの強い事業については、都道府県が担う方が適当である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。</p>	
28年	96	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者 持続化補助金 交付要綱	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲	<p>商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべきである。 具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)について、都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。</p>	<p>地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の実情を良く知る都道府県が行うことが適切である。 平成26年度の地方分権改革に関する提案募集において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施については、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行っていない。</p>	
28年	89	産業振興	指定都市	さいたま市	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条	経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	<p>経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。</p>	<p>本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市としての実施する事業との連携が図りにくくなっている。</p>	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	225	産業振興	知事会	全国知事会	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで当該事業の情報がいないため、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。 ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象となる事業が発生している。 ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)	
28年	226	産業振興	知事会	全国知事会	経済産業省	A 権限移譲	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言日本再興戦略“らしい企業”成長本部行動計画	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないうえ、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。 ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について適時適切な共有がないため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。 ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	
28年	45	医療・福祉	都道府県	埼玉県	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健康局水産課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の訂正説明したりすることができず困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	
28年	54	産業振興	都道府県	岡山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	大規模小売店舗新設・変更に関する届出事項の短縮	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る届出事項に係る届出事項の短縮	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る届出事項に係る届出事項の短縮(店舗面積1,000㎡超)について、例えば、法律で現在4月間と規定している届出事項の届出期間を1ヵ月から2ヵ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1ヵ月から2ヵ月の短縮をする。))	事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応していることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	62	産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。 特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 この状況を鑑み、この2に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	4【経済産業省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も有効性のある監督体制を整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	71	産業振興	都道府県	静岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利用分の取扱いについて(昭和58年2月16日建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公署局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐(昭和58年2月16日付け) ③河川法施行規則第11条第2項	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に合う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合として、日量800m未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとすることができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	
28年	92	環境・衛生	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を要する環境施設の追加	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	【制度改正の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にコージェネレーション設備を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「コージェネレーション設備は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなされ、具体的な措置を求めることはできなかった。 【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会では整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果をCO2排出量削減効果、再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効 ○周辺地域に対する防災・保安効果;停電時の非常用電源として使用可能 ○環境意識向上への啓発効果 しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。 【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー需給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。 【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるコージェネレーション設備	
28年	93	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の10%程度を、例年10件程度の業種がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	6【経済産業省】 (4)砂利採取法(昭43法74) (ii)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:国土交通省)
28年	94	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第6条第1項第5号及び第15条第2項	砂利採取業務主任者の認定の規定の削除	砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。	【制度改正の経緯】 業務主任者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現でも廃止されることなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】 業務主任者の認定制度については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一体化することが望ましい。 なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各都県とも事例はないとのことだった。 【支障事例】 認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る砂利採取法の改正により条項すれが廃止し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	95	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第32条の4第1項第9号ロ及び第32条の13第2項	採石業務管理者の認定の規定の削除	採石業務管理者の認定の規定について削除を求める。	<p>【制度改正の経緯】 業務管理者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。</p> <p>【制度改正の必要性】 業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものの、認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。</p> <p>【支障事例】 認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により事項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。</p>	
28年	141	環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第37条第1項	砂利採取法第37条第1項	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあるとき」と認めるときのみ、「都道府県知事、指定市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や漁業の喪失、地下水源の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予想される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	<p>当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。</p> <p>ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取可能な採石場で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も併う。(県内23カ所中143カ所を対象にした県のポータル調査によると、約半分で深堀り異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。)</p> <p>砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けたとき、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく災害が発生するおそれがあると認めるときのみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(4)砂利採取法(昭43法74)</p> <p>(1)市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(7条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。(関係府省：国土交通省)</p> <p>[措置済み(平成28年11月15日付け経済産業省製造業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]</p>
28年	133	農地・農業	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	<p>【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地59団地、511haを造成し、141社の企業が集まっているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。</p> <p>【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特別により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。</p> <p>本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(5)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)</p> <p>工業等(2条2項)の特例については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省：厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)</p>
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	<p>【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。</p> <p>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。</p> <p>【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(6)半島振興法(昭60法63)</p> <p>半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画策定の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	<p>【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。</p> <p>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。</p> <p>【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(6)半島振興法(昭60法63)</p> <p>半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたって行った計画策定の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回半島振興計画策定時に講ずる。(関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている。事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に臨みて時間・余裕を持って調整が可能となるようにとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている。事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に臨みて時間・余裕を持って調整が可能となるようにとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
28年	51	環境・衛生	都道府県	岡山県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第4号)第17条、第18条、第91条、第92条	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法律、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。 フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。 しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かしていない。	5【経済産業省】 (1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法4) 第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に付うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)
28年	14	土地利用(農地除く)	一般市	青梅市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第1項第1号	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都道府県が定める都市計画第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の都市計画の軽易な変更について、市町村に権限移譲された。	【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更と区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の緑辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分を併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要がある。事務が複雑となっている。このため、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。	
28年	277	土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。	【提案の背景】 市街化区域の緑辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が複雑になっている。 【支障事例】 区域区分は道路、河川、構造物の見直し、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の緑辺部に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規10開通等に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺土地利用に支障が生じている。こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	17	土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	不動産の鑑定 評価に関する法律 第12条の2	不動産鑑定士試験 の受験申込み に係る都道府県 経由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止すること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	50	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	不動産の鑑定 評価に関する法律 第12条の2	不動産鑑定士試験 の受験申込み に係る都道府県 経由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで改めて良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務もしている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおおよそ0.1人役分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手戻しとして活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	292	土木・建築	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	不動産の鑑定 評価に関する法律 第12条の2	不動産鑑定士試験 の受験申込み に係る都道府県 経由する義務付け の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること	【現行制度の概要】 不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。 【支障事例】 現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。 また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。 さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようものはない。	6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	33	土木・建築	指定都市	相模原市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	・社会資本整備 総合交付金交付 要綱第8 ・社会資本整備 総合交付金に 係る計画等につ いて(平成22年3 月26日国管会 第4200号 事務 次官通知) ・社会資本整備 総合交付金等 の平成28年度 要綱等の提出 について(平成 28年1月15日 関東地方整備局 企画部広域計 画課長事務連 絡)	社会資本整備総合 交付金の重点配 分に係る整備計 画の作成要件の 緩和又は経過措 置の継続	・社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。 ・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。	【支障事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複雑になることにより、管理が複雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要綱等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。さらに、同じようには経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。 【懸念の解消策】 国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業が否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	44	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	補助金等に係る 予算の執行の 適正化に関する 法律、社会資本 整備総合交付金 交付申請等要 領	社会資本整備総 合交付金の手続 簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載するとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せではどうか。	【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能なお金は流用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(＝計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。 現行制度でも、交付申請書の提出で、例えば県道で10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調査を再度提出して精算を行っている。 【支障事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めての案内に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。	
28年	48	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	建築基準法施 行令第23条	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	【制度概要】 戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならぬため、改修工事が必要な建物もいた存在する。 【支障事例】 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合せなければならぬのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令第23条ただし書きに基づき、「(1) 階高23cm以下、踏面15cm以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりとするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないか。	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (1) 寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。
28年	60	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	建築基準法31 条	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっており、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となること懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に接続された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (1) 処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時には、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に接続した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
28年	61	産業振興	都道府県	富山県	国土交通省	A 権限移譲	中小企業等協 同組合法施行 令第32条 中小企業団 体の組織に 関する法 施行令第 11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。	4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務(権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るもの)に関する事務(権限)に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	65	運輸・交通	一般市	中津川市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路運送法 施行規則9条第 2項	道路運送上の申請書の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	コミュニティバス運行に関する道路運送上の申請に 当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等が協議の整った事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限り申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。	6【国土交通省】 (2) 道路運送法(昭26法183) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	71	産業振興	都道府県	静岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合は水利処分取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐、建設省河川局水政課長補佐(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の事実上の上限となっている。 特に経験的措置として供給が行われる場合として、日量600m未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うおとす場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合は大半である。)	
28年	80	土地利用(農地除く)	一般市	釧路市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第5条	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童遊道の追加を求める	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月に「少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的な支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。	6【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (1) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
28年	278	土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第2条 都市公園法施行令第5条	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館施設に対する規制緩和	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	【従来の有様】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会費や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承や、地縁団体の活性化に支障をきたしている。 【支障事例】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用してほしいとの要望も出てきている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1.当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館としての利用が認められない公園内に建設することを認めることができる」とある。	6【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (1) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。
28年	83	土木・建築	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今も飛散しそうな状態となっている場合、再度強風を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるもの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行うおとすとき、過失がなくなるとその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相續登記がなされていないなど法定相續人が多数に及ぶ場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	6【国土交通省】 (18) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1) 台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対応している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省：総務省)
28年	93	産業振興	都道府県	栃木県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることとなる。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	6【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (ii) 認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な採石範囲を採計し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：経済産業省)
28年	141	環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第37条第1項	砂利採取計画の認可	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがある」と認めるときのみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水道の汚染や漁業の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が見られる場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホテルイオン遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水脈を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源確保への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。砂利採取による地下水脈の汚染や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている(県内21カ所中143カ所を対象とした県のポータル調査によると、約半数で深層や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割に上った。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者が認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能ない。同法第37条第1項に基づく災害が発生するおそれがあるときのみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	6【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (1) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な採石範囲を採計し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：経済産業省) 【措置済み】平成28年11月15日付け経済産業省製造業資源素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	113	土地利用(農地除く)	指定都市	浜松市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第27条の軽易な変更は、その内容が限定されている。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化に結びついていない。 都市計画法第27条の軽易な変更は、その内容が限定されている。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。	
28年	256	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	(構成における具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化に結びついていない。	
28年	119	土地利用(農地除く)	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第27条第3項	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行に基づく手続を経なければ除却することができない。 そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が存在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	
28年	123	土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県、広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	
28年	133	農地・農業	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が9計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特別により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	6【国土交通省】 (11)農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省：厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができたこととして、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	【国土交通省】 (15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとして、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	【国土交通省】 (15)半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行った計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【国土交通省】 (6)【国土交通省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の種々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようになるとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)	
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。 【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	【国土交通省】 (6)【国土交通省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の種々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようになるとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	173	土木・建築	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるように、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確定できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別清算手続の開始の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分当たっては、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの足を踏んでいる。	
28年	174	土木・建築	都道府県	兵庫県、豊岡市、葦原県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「公営住宅の地域対応活用について」(H21.2.27)国住第117号国土交通省住宅局長通知	公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について	公営住宅をUターン者向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和すること。	【現状】 住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。 【支障事例】 圏を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができない状況にある。 既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めた」との意見がある。	6【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (四)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。
28年	190	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立、平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 【支障事例】 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が900㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。 また、公共事業用地として取用され、生産緑地地区の面積要件が満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月10日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	197	土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第20条、建築基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 (2)④建築基準法第38条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	198	土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	建築基準法第 87条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	
28年	199	土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	(1)建築基準法 第48条 (2)建築基準法 第49条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和 (1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	
28年	216	環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路法32条 道路法施行令第 7条	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	
28年	222	運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路運送法第 78条、同法施行 令第48、49条	過疎地域及びそれ に類する地域(以下 、「過疎地域等」 という)における 「二次交通」確保 のため道路運送 法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定条件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下「準公的団体」という。)に限られているが、過疎化地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。 一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	
28年	229	運輸・交通	一般市	湯沢市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	道路運送法第 78条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車)をいう。以下同じ。)、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」同 79条「自家用有償旅客運送」を 行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動」NPO法人・地域住民団体が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全て公費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	255	土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	耐火構造の1階部分を造ることにより上階の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。ことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その地域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	
28年	260	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例) 未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定めて計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用ができない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業なども挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い出しに際して取得したもので、面積、箇所とも不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出ると思えば考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	6【国土交通省】 (12)公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66) (1)土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買い土地」という。)の活用については、9条1項の号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に買又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成28年度中に通知する。 (ii)先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。 (iii)先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するといふ法の趣旨や個々の土地にも着目した最速・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	264	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	警察庁、国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	駐車場法施行令第7条第2項	駐車場法施行令第7条第2項に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)。一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最速でなり又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例) 駅前や繁華街等、大通りに面している地域では、裏のまがりかどに駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	6【国土交通省】 (7)駐車場法(昭32法106) まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の内側かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	272	運輸・交通	一般市	池田市	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令14条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条 同法律施行令第5条 一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示 教育施設等騒音防止対策事業費補助金交付要綱 航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準	補助金を用いて設けられた施設、当初目的以外の活用についての補助金国庫給付免除(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律「設けられた共同利用施設」)	補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後10年を経過したものについて、目的外使用、譲渡、貸付等を行う場合に、国庫補助金相当額の範囲内で、一定の国庫給付を求められているものについて、当該国庫給付を免除する。	補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間に収益を得る事業については補助金の国庫給付を求められ、他用途への活用の障壁となっている。 耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対しての対応が困難となっている。 池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和40年～60年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れて保育・集会・学習・休養等の用途に利用するために建設されたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。 このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていることとしているが、一定の国庫給付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を検討して挙げにくい状況となっている。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	26	産業振興	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	警察庁、経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数302件)、申請手数料等の費用負担 807,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支障事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のための捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	6【環境省】 (1)火薬類取締法(昭25法149) 火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、殺業銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁及び経済産業省)
28年	35	環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本指針IV第三	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業とは、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。 千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6カ月を満たない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまう。 計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知すると、あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。
28年	36	環境・衛生	都道府県	千葉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6(2)イ及びウ	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画策定(約1カ月)③関係地方公共団体と鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが(実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要)、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない(細部の変更を除く)とされている。 なお、実施計画は技術的助言(環境省通知)に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けしていない。 計画策定の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き(平成27年度 千葉県実績) ①生息状況調査(約1カ月)②前年度の評価・次期計画策定(約1カ月)③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取(約2週間)④専門家への意見聴取(約2週間)⑤国への協議(約1カ月) ※①②は国の基本指針に基づくもの、 ※③は鳥獣保護管理法14条の2第4項に基づいたもの	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。
28年	166	環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特別制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)が一律に禁止されている。ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等においては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部においてニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めたい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等を可能とするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならぬが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進する旨が、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	132	環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について (H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。 【具体的支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用(2カ月間)して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	6【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書(12条の3第7項)については、「循環利用意識調査改訂検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討結果を、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	249	環境・衛生	その他	関西広域連合、(共同提案)京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大坂市	環境省	B 地方に対する規制緩和	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	動物取扱責任者研修の回数等の義務付けの廃止等	自治体で実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ① 地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ② 省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならない。都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業が47%、販売業38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱う動物種も最多は犬猫等の哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なく、動物種間で必要とされる知識も異なる。その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自自治体でそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実情のあり方に関する議論については、「動物取扱い管理のあり方検討小委員会」(平成22年6月～平成23年12月)で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかとの指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。	6【環境省】 (5) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28年	134	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	6【環境省】 (6) 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)
28年	302	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、主務大臣は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣へ提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	6【環境省】 (6) 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	135	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	<p>【現状】</p> <p>離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。</p> <p>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(2)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)</p>
28年	303	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	<p>【現状】</p> <p>離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。</p> <p>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(2)離島振興法(昭28法72)</p> <p>離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。</p> <p>(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	42	医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 交付要綱	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となされ、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 2) 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内事後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 3) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 交付要綱	幼児連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼児連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼児連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめの内容の精査等を行った上での連携、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金): 国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金): 国から都道府県経由で市町村への間接補助	
28年	180	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援等事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	【現状】 平成27年度に「子ども子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保が必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時間を超える時間が要件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に開所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまれないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%しか活用できていない。	
28年	242	消防・防災・安全	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議、同意の廃止	災害救助法に基づく救助に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議、同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確保に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	
28年	130	その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要領	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー、消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー、消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支障事例】 1 相談窓口で専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況あり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が0.1～0.2台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人件費等を自主財源で賄わなければならない。このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを鈍くしている一因となっている。終期の設定により、消費者庁に係る経費の計画的な繰上りも進んでいくことができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体にあっても、今後複雑・多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下においては自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後進につながるおそれがある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	108	その他	中核市	姫路市	総務省	B 地方に対する 規制緩和	・地方税法第22 条 ・地方自治法第 240条第2項及 び第3項 ・地方公務員法 第34条	公債権等に係る滞 納者情報の共有 化	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれ かの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項 を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務 を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務に よって取得した情報を活用できる旨を明文化する。② 地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同 条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定に ついては、秘密とされる情報を地方自治法第240条第 2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内 で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	・市が所有する金銭債権のうち、強制徴収公債権は、総務省通知(平成19年3月27日)に基づき、 地方税の滞納処分等の例により処分することができるが、非強制徴収公債権と私債権は、他の債権 との情報共有・活用ができない。 ・債権回収業務を行うに当たり、強制徴収公債権と私債権を一括して徴収委託している事例がある が、同一の債務者に対し、強制徴収が可能な債権では実力確認ができることから、強制執行や 徴収停止等の措置が速やかに行えるが、一方の債権では、実力調査が行えず、また、法的措置 による強制執行となるため、回収等に時間を費やすとともに、強制徴収と比べ、コストもかかり、債 務者にとって、交渉等の負担が生じる。 ・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト縮減が図れるとともに、債務者に対す る負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。 ・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことが できない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法 第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり、当該団体が地方税に関する事務によって取得 した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当 たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを 希望する。	
28年	194	その他	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、関 西広域連合	総務省	B 地方に対する 規制緩和	過疎対策地域 自立促進特別 措置法第5条第 4項	過疎地域自立促 進方針を定める際 の関係大臣への 同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するた め、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意 協議を廃止し報告のみとすること	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、 自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣 に協議し、その同意を得なければならない。同意にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国 土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支障事例】 本県で最近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の 意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほと んど無かったにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進市町計画の作業スケ ジュールの遅れを懸念した市町から、「12月議会上程に合うのか」など、国との協議の進捗状 況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。	
28年	10	教育・文化	村	野迫川村	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	・公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律第 6条 ・教育基本法第 4条 ・へき地教育振 興法第4条第2 項	中学校教職員定 数の緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員 の確保	野迫川村では、平成28年度の中学校生徒数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測 されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担 任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準 学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極 めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図 りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するな ど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にあ る。	
28年	40	教育・文化	施行時特別市	長岡市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律 第8条の2	学校栄養教諭等 の標準定数の拡 大	公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄 養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上 上の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4 校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人以上 上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校 は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り)	本市では単独で給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校が約9割である ため、市内88校に対し県費栄養教諭等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置付けて推進されてきてお り、学校でもその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を 兼務しているため、年間指導計画により各学年児をクラス別に段階的指導することは負担が大きく 困難である。 また、十分な教育効果を得るためには生活や体育等の他教科とも関連付けた指導が必要である が、現行の配置では不在日も多く学校側の裁量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、本市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成27年度67人(2.9%)に対し、平 成27年度は1221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支障 をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	18	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 第3条第2項第2 号 高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 施行令第2条第 2号 高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 施行規則第2条	高等学校等就 学支援金に係る支給 期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36 月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長 期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した 場合には、同制度による支援が受けられないため、 個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長するこ とができるよう、要件を緩和すること。	【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の 定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場 合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とさ れている。 【支障事例等】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間の うち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象 から外れることとなる。平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29 年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学する月数が、就学支援金制度の対象から 外れることが現実として生じる。これまでも一定数の留年者が生じてきたことから、新年度も留年 者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。	
28年	223	教育・文化	都道府県	徳島県、滋賀 県、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、京 都市、堺市、関 西広域連合	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	・義務教育諸学 校等の施設費 の国庫負担等 に関する法律第 12条第2項 ・学校施設環境 改善交付金要 綱第2第2項(別 表1-7-7)か)	インクルーシブ教 育の推進のため の「学校施設環境 改善交付金」の補 助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対 策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学者数は増加傾向のため、施設面の障壁をなくすバリアフリー対 策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができな い。	
28年	42	医療・福祉	施行時特別市	長岡市	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	(保育所等整備 交付金) 児童福祉法第 56 条の4の3 保育所等整備 交 付金交付要綱 (認定こども園 施 設整備交付金) 認定こども園施 設整備交付金 交付要綱	認定こども園施設 整備に係る交付要 綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設とな り、施設基準も一本化されたことに伴い、施設整備に係 る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園 部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施している が、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じてい る。 1)交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 - 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更 や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2)交付対象経費の違いによる法人への不利益 - 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額 が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地 方知事会、宮城 県、三重県、日 本創生のため の将来世代 応援事業	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第 56条の4の3 保育所等整備 交付金交付要 綱 認定こども園施 設整備交付金 交付要綱	幼保連携型認定こ ども園整備に係る 交付金制度の一 元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園 は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを 持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一 本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は 「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々 であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立 している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設 であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二 重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と 保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上する ことになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りま とめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省へ の交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、そ の一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金)：国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金)：国から都道府県を経て市町村への間接補助	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	263	教育・文化	市区長会	指定都市市長 会	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9 条、私立学校振 興助成法第9 条、学校教育法 第4条	私立幼稚園の認 可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可 に必要な届出を審議する「私立学校審議会の設置運 営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」 にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による 指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、 子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究、研修に取り組みにあ たり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方数量型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こ ども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確 保方策の進行管理を行っていく。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員 設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地 から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園につ いては市域内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握 している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者の ニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童につ いても、幼稚園の教員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との 調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、 広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人の比で幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学 校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対 応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認 可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	
28年	6	医療・福祉	一般市	東広島市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医療法(昭和2 3年法律第205 号)第30条の4 第2項、第4項 及び第5項 医療法施行令 (昭和23年政令 第326号)第 9条の2 医療法施行規 則第30条の30 及び第30条の 31	基準病床数制 度の見直しにつ いて	園権限による全国一律の基準病床数の算定方法を 都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるよ う求める。	本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既 存病床数が基準病床数を超過する病床過剰地域とみなされており、新たな病床の病院等の参入を 阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、 県内いずれの圏域も同様である。	
28年	146	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医療法第30条 の4、5、6、9、 11	地域医療構想の 必要病床数を踏ま えた基準病床数の 設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数につ いて、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病 床数を上限とした病床の整備を可能とする。	国の推計では、横浜市の1日あたりの入院患者は、現在の1万9千人から2万5千人(約1.3倍) に急増する。それに伴い、市内の医療機関の病床数は、現在約2万3千床だが、2025年には約3 万床(約1.3倍)の病床が必要となる。7千床の不足は、全国の市町村で最大規模である。さら に、入院患者数は2040年まで増え続けると推計されている。 新たな医療機関の整備には、病床の配分、建設用地の確保、建築許可、設計、工事、医療従事者 の確保・養成などに少なくとも4～5年は要するため、次期医療計画(平成30～35年)の基準病床 数に必要病床数を反映させなければ、2025年までに病院の整備が間に合わず、入院患者があふ れてしまうため、将来の医療需要に応えることができなくなる。	
28年	145	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条 の4、5、6、9、 11	医療計画の策定 権限等にかかる事 務・権限の移譲	医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務 の権限を都道府県から指定都市に移譲する。	人口規模が大きく、かつ複数の政令市を有する県においては、地域固有の医療課題、疾患別の医療 提供体制、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、現行の医療計画策定 権限が県のままでは、地域の実情を医療計画に反映させることが難しい。 370万人以上の人口規模を有し、地域課題も県内の他の圏域とは規模やその内容に大きな違い がある本市では、市域の課題に対して、独自性を発揮して取組を進めていく必要があるとして、保 健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、よこはま保健医療プラン を策定し、救急医療体制等を整備してきた。しかし、医療計画の推進に関する項目の決定には、 市の保健医療協議会と県の医療審議会の両方に付議する必要があり、二重付議になっている。 地域医療構想におけるさまざまな課題を解決するには、二次医療圏や基準病床数の設定、さらに 医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のための「既存医療機関が過剰な病床の 機能区分に転換しようとする場合の対応」「地域医療構想調整会議における協議が調わない等、 自主的な取組だけでは不足する機能の充足が進まない場合の対応」「稼働していない病床への対 応」の権限についても合わせて、県から市に移譲されなければ、地域医療構想調整会議において タイムリーな議論ができなくなる。	

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	42	医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	
28年	285	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々で認定、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により採分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上で連携、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金): 国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金): 国から都道府県経由で市町村への間接補助	
28年	57	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生労働省告示第19号) ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(27.3.31老発0331第34号)	介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大	当該加算の非算定サービス(職種)を撤廃する。 (非対象サービス) (介護予防)訪問看護(介護予防)訪問リハビリテーション(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売(介護予防)居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援	【支障事例】 名称にあるとおり介護職員に限定された加算であり、多職種が在籍する施設では非対象となる職員(事務職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等)との不公平感があり事業者にとって使いづらいとの声がある。 平成27年10月～11月に長野県が実施した報酬改定影響調査によると、当該加算を申請しなかった事業者の58%がこの不公平感を掲げており、法人によっては持ち出しですべての職種に適用したり、まったく申請しないところもある。 【制度改正の必要性】 当該加算は他の加算と異なり、新たな職員の配置を要件としておらず、また、キャリアパス要件や人材育成、環境改善等、介護の質の向上を図るためにも非常に有効であるから、全サービス(職種)に拡大するべきである。	
28年	161	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。 当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分は本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。 (区分1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (区分2) 居宅等における医療の提供に関する事業 (区分3) 医療従事者の確保に関する事業	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	164	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	
28年	167	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の内示について	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	【具体的な支障事例】 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を推進するため、消費税増加分を活用した、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)が創設された。本県においても基金事業計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保を図っているところ。 基金は、下記の3つの事業区分に分けて配分された。平成27年度は、「区分1」には余裕ある配分がなされた一方で、「区分2」、「区分3」では要望額の約5割しか配分されず、本県の実情や意向が反映されない結果となった。加えて、内示の際に3つの事業区分間の額の調整ができないと通知されたため、「区分2」、「区分3」で事業を縮小(廃止)することとなった。 <参考> 区分1:医療機関の施設等の整備に関する事業 区分2:在宅医療の推進に関する事業 区分3:医療従事者の確保に関する事業 <縮小した事業> ・地域医療推進事業、がん患者サロン設置事業、心臓リハビリテーションネットワーク事業、障がい児者歯科施設整備事業、岐阜災害医療関係者研修会事業ほか、全14事業 <廃止した事業> ・加齢期医療機関支援事業、看護師の特定行為研修制度支援事業、外国人患者受入環境整備事業ほか、全6事業	
28年	284	医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	基金の内示時期が、27年度の医療分の内示は7/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では6~7月と言われており、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。 内示時に事業区分ごとの金額が指定され、区分間の融通ができないため、地域の実情にあわせた運用ができない。 28年度、本県からは医療分の事業区分Ⅱ・Ⅲ合計で約23億円を要望し、県の28年度当初予算で既に約21億円を計上済だが、現時点で固から担保されているのは、約12億円(国庫補助事業からの振替相当額)のみで、どの程度上乘せられるかは、国の内示まで不明。このため、県の補助交付決定等は、内示後にせざるを得ず、新規事業の本格的な調整も、内示後でないと困難で、事業執行に支障をきたしている。 また、介護分でも、昨年度、介護ロボット導入支援事業について事業開始が11月となった。また、補助対象となるロボットや、補助金額の上限(10万円)が決まられており、知名度の高いコミュニケーションロボットが対象外であったり、対象であっても、種類によっては価格に比して小額の補助しかできない等の課題から申請件数が伸びなかった。	
28年	180	医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和する。	【現状】 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入手が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「『徳総活躍社会の実現』に向けて、今まで以上に放課後児童健全育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が要件とされている。 【支障事例】 本県の育成クラブは、平日12時~14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまないとと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は80箇所で約8.7%しか活用できていない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	250	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大分県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報(国等が保有する医療関連データの利活用)	地域医療の推進 (国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体データ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。	
28年	289	医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し (法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書・譲受確認書及び麻薬処方せん等の交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)	麻薬及び向精神薬取締法に基づき麻薬小売業者免許を受けている麻薬の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間での譲渡を認めるよう見直しを行うこと。 また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書・譲受確認書及び麻薬処方せん等の交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬卸売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)	【現状の課題】 現在、麻薬小売業者間で医療用麻薬の譲り渡しを行う場合、麻薬小売業者間譲渡許可を受けなければならない。本制度の下では、医療用麻薬の譲り渡しの範囲が限定的(予め譲渡許可を受けた業者間のみでの譲り渡しに限定され、同時に複数グループでの譲渡許可を受けられない)であり、府内で当該譲渡許可を取得している麻薬小売業者数は全体の2割程度(26年度末19%、27年度末16%、28年度(5月末)16%)。府内の小売業者からは「手続きが煩雑」 同時に複数グループの譲渡許可を受けられず使い勝手が悪い」などの声も上がっており、制度が十分活用されている状況とは言えない。「現制度により在庫麻薬の不足時に調剤ができる体制が整っている」とは言い難く、がん患者への医療用麻薬の供給を確保し、在宅医療を推進する上で支障となっている。 【支障事例】 共同して申請を行ったグループ間での譲受けが行えず、また1の麻薬小売業者は1のグループにしか属することができない。在庫麻薬が不足した際、近隣に当該麻薬を所有する小売業者がいても、他のグループに属している場合は譲受できず、調剤ができない場合がある。 また、共同して申請する全ての申請者の押印が必要であり、グループに属する麻薬小売業者のいずれかの変更等があれば、グループに属する全ての者の許可書を添えて手続きをしなければならぬため、大きな1グループになるほど手続きが煩雑になっている。 がん患者に対する医療用麻薬の供給を十分に確保し、在宅医療を推進するためにも、現行制度の問題点である「1グループでの許可しか属せないこと」や「許可手続きが煩雑」といった課題を解決し、より実効性のある制度として構築する必要がある。	
28年	55	土地利用(農地除く)	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第6条第5項	地域森林計画の樹立又は変更に関する農林水産大臣への協議及び同意の取得の義務づけの廃止	地域森林計画の樹立又は変更に当たり、農林水産大臣への協議及び同意取得が義務づけられているが、これを廃止し、計画内容の届出とする。	地域森林計画の樹立及び変更に際しては、森林法第6条第1項による計画書の公告・縦覧、同第3項による関係市町村長、県の森林審議会等の意見聴取を経て、同第5項により国へ協議し同意を取得することが義務づけられている。 このため、計画の樹立及び変更に係る手続きが多段階になっており、事務が煩雑となっている。	
28年	82	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号、同法施行令第9条、農林水産省構造改善局長通知「農業振興地域制度に関するガイドライン」	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際に受益効果を生じた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。	国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事が完了した日」の翌年度から8年を経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されているが、大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事が完了した時点とに大きな時間差が生じる。 このため、その区域の工事が終了し、実際に受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないことから、制度と住民の感覚のずれにより地元の実情が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。	
28年	91	土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	地方公共団体等が実施する公共事業に伴う、森林法第3条の3に規定されている規模未満の森林法第25条1号～3号保安林の解除に係る権限について、知事に移譲すべき	【制度改正の経緯】 平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている(当該の場合、全てが重要流域内の保安林である)。 【支障事例】 既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事に伴う線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手・地域住民の利便性向上につながるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべきである。 現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要不可欠である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	175	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第13条第2 項 農業振興地域の 整備に関する 法律施行令第9 条	「農用地区域内農 地」に係る除外要 件の緩和について	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経 過していること」という要件を撤廃すること	【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代 替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を 及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣 接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となつて、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ 機動的な対応ができなかった事例がある。 本県のある自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとつても地元雇用や 経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施 行から8年を超えていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	
28年	176	農地・農業	都道府県	兵庫県、小野市	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域 の整備に関する 法律 第9条第 4項、第13条 第4項	2ha未満の農用地 利用計画の変更 における県との同 意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組みた め、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更に ついては、県と協議し、同意を求めるとされている のを、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支障事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を 経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議(事前 協議を含む)に関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更 にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っ ており、地方自治体が独自で判断する余地がない。そのため同意を廃止し、手続きの期間を短縮 することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	
28年	189	農地・農業	都道府県	兵庫県、三田 市、滋賀県、大 阪府、鳥取県、 徳島県、京都 市、関西広域連 合	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第9条第4 項、地域資源を 活用した農業者 等による新事業 の創出等及び地 域の農林水産 業の利用促進 に関する法律 第9条第6項	農家レストランを 農用地区域に設 置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又は それを原料として製造・加工したものの提供を行う農家 レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和 すること	【現状】 農家レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そ のため、農振農用地区域内への設置ができず、都市と農村の交流や、地元産野菜の提供による、 農村地域の活性化や地産地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域 で取れた優れた農畜産物を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家 レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農振農 用地区域内への建設が認められなかった。 なお、農用地区域内での農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その 進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、 今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただき たい。	
28年	239	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、兵庫 県、鳥取県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、 第26条	複数府県に跨がる 重要流域内民有 林の保安林の指 定・解除権限の移 譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限につ いて、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるも のは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承 を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされている が、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、達達から 予定通知があるまで1年6か月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1 年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を 知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の 状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	
28年	295	農地・農業	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	B 地方に対する 規制緩和	農業振興地域の 整備に関する 法律第9条第4 号、 農業振興地域の 整備に関する 法律施行規則 第1条	農用地区域内に おける農家レス トラ設置を可能に すること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家 レストランを設置できるが、当該措置を全国展開する。	【支障事例】 現在、「農家レストラン」は「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域内に設 置することができないため、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況 にある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	159	産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	
28年	187	産業振興	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に關係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支障事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	
28年	188	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅配事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	
28年	257	産業振興	市区長会	指定都市市長会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を要する環境施設の選抜拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進、誘導に当たり支障となっている。 (構成市における具体例) 工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電施設の設置断念につながる恐れがある。	
28年	4	土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
28年	5	土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	開発許可に係る技術的細目の条例委任	開発許可の技術的細目は、都市計画法第33条第2項及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。)の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済みで必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。		
28年	47	土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	土地利用審査会の国土利用計画審議会への整理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年に降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法により同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行いながら審査会を維持している。 平成28年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支障事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必要としないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対して不必要な負担を強いるものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合してはどうか。		
28年	170	運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、21、2、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	同一県域内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	【再提案理由】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくりや観光振興などの地域振興策との一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体に先頭に立ち積極的に取り組んで行くことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支障事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設しようとして計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。実際には当該タクシー事業者はバス車を持っておらず、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていなかったため、その調整に時間を要した。	
28年	236	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合への移管、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画への後継指名をしているにも関わらず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名による要請で、ようやくオブザーバー参加が認められただけで、正規メンバーとして認められる規約改正も行われず、計画が策定されるに至った。 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定においても、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市から述べるよう求められた。また、その意見の反映についても、趣旨は踏まえられてはいる部分もあるものの、根本的には、関西の地域の実情、地域特性を十分に踏まえたものではなく、東京の視点での計画で、全国計画の地方版に過ぎず、東京一極集中を是正するためのものとなっていない。		
28年	237	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に 関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策的企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定について、関係府県・関係政令指定都市等の意見を踏とることとはなっているが、平成28年3月提出期限の近畿圏整備計画(案)に係る意見照会には意見が寄せられるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。		

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	238	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきでもあることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようなまちづくりを効率的に進める必要がある。	
28年	246	運輸・交通	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一体的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業(観光ブランド確立支援事業)の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、デジタルジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体の考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っている。)が難しいことを示す事例と言える。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)	
28年	247	運輸・交通	その他	関西広域連合 (共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	路線バスやコミバスなどの生活交通バスは、日常生活を支える移動手段のほか、都市部と地方部の交流人口を増加させる基盤としても重要な役割を果たしている。地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一府県内における生活交通バスなど地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を進める必要がある。しかしながら、地域内の移動量では既存公共交通を維持できない地域においても、地域外からの広域的な観光誘客を回る取組みが求められているが、必ずしも、地域の観光・交通資源の実情やニーズに合致したものと必要とせず、内外の旅行者等が回避しやすい環境が整っていない。運行スケジュールの改善による旅客の利便性や向上など地域交通ネットワークの最適化をはかるために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかるとは国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築できるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求める。ならばに府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 (参考) すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。	
28年	240	環境・衛生	その他	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(適合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を經由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	
28年	241	環境・衛生	その他	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のインシアティブを發揮しにくいばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。 具体的には、兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更の例では、遑原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用(施設)計画の機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することにより、地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存続される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。 自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	20	産業振興	都道府県	愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアN。1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	
28年	37	消防・防災・安全	施行時特別市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)	災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額の拡大)	大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える畳、内装などについても拡大することを求める。	被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。 また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。 長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の張替を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	
28年	38	消防・防災・安全	施行時特別市	長岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第3条	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。	災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いだけで、下のランクに被害認定されると、支援金の額に大きな差がある。 被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。 なお中越地震の際は、長岡市は66,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。	
28年	72	産業振興	都道府県	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアN。1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	165	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成27年11月18日一部変更 府地活第9号)	総合特区推進調整費の支援期間の延長	【総合特区推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまでに、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している (内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいかなる学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	
28年	195	消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度について 被災者生活再建支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災に関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。 また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお豪雨災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであることだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤が著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえ、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきである。	
28年	258	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業」について(平成27年雇児発0521第8号) 子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用に向けた検討」が示されている。対象児童数拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えられた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。 このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	
28年	267	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育・特別利用保育・特別利用教育・特定地域型保育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる3歳児の壁)の一つの要因が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用をもち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非認定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が戻って事業者の参入を阻害する要因となっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	288	産業振興	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の実情に応じた総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内)を延長すること	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している (内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているはいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを継続展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	
28年	279	消防・防災・安全	都道府県	高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	消防防災施設整備費補助金交付要綱	消防防災施設整備費補助金に係る補助メニューの拡大	消防防災施設整備費補助金に下記の補助メニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強 ②河川や水路を活用した消防取水施設の整備	【消防防災施設整備費補助金】 本県では、南海トラフ地震発生時に地震の揺れを起因とする火災の発生が想定されることから、「高知県地震火災対策指針」を策定し、出火防止、延焼防止、安全な避難といった3つの視点で対策に取り組んでいる。 発生した火災の延焼を防止するため、まずは消火用水の確保が重要であるが、震災時には停電や水道設備の被害により、消火栓が使用できない可能性が高い。そのため、耐震性貯水槽など、消火栓以外の消防水利の整備が必要である。 しかしながら、「消防防災施設整備費補助金」には、耐震性貯水槽新設のメニューはあるが、新設するには費用がかかること、設置場所の確保が課題となり、整備が進まない。 例えば、高知県地震火災対策指針で示された重点推進地区の一つである四万十市中村地区では、地区内に34基の防火水槽があるが、そのうち耐震性防火水槽は3基しかなく、老朽化も進んでいることから、震災時に破損し、消火用水が漏れ、消火用水が確保できないことが想定される。	
28年	150	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂撤出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるが「明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	
28年	25	医療・福祉	町	海田町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を限る一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	
28年	87	医療・福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	地域医療介護総合確保基金の地域の事情に応じた柔軟な活用について	地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定列挙の廃止	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。 このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。 このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	162	医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	
28年	160	環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。 防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業者においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。 また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障害となり、対策が進んでいない。	
28年	179	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱 待機児童解消加速プラン実施方針	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	【制度の現状】 保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支障事例】 本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速プラン」に参加できず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるよう「保育体制強化事業」を実施したいが、潜在的なニーズもきめ保育ニーズの増大が見込まれることから、「待機児童解消加速プラン」への参加という要件がネックとなっている。 なお、待機児童解消加速プラン実施方針 4 「加速化プラン事業」の対象となる事業、実施方法には、「保育体制強化事業」が掲載されておらず、上記のあるように、待機児童がいない市町でも保育士不足になっている現状を踏まえると、事業主体を「待機児童解消加速プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	
28年	258	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「子ども・子育て支援整備交付金」について(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余剰教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余剰教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余剰教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余剰教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。 このように、余剰教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	261	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども子育て支援の一環を担っていることに違いはないことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現状】 保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあつては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあつては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象となっていないため、耐震化に支障が生じている。 保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の2など関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たに財産を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近しい性質を持っていること。また、保育所等に子どもをのちを守るために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。 (構成市の具体例) 宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	
28年	267	医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども、子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	
28年	30	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買取する場合、国要領により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村間道散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本や天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。	
28年	84	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱第4の1、中山間地域等直接支払交付金実施要綱第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要となることから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	85	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第15(1)	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業(家畜を含む。)の死や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	
28年	86	農地・農業	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、農作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組み協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の77%の協定が15ha未満(867協定中664協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組み協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。 農用地の後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	
28年	126	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえて作物別・地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大枠は既存事業「強い農業づくり交付金」の準用となっている。現行では、全国一律に「コスト低減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稲・麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農家であつては実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分に引き出せる仕組みとなっていない。	
28年	127	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領	産地パワーアップ事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要領・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。 しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要領・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。 本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積しているノウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その案にはほど遠い現状である。	
28年	128	農地・農業	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要領・実施要領、強い農業づくり交付金実施要領・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領・実施要領	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化すると共に、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要領を制定する必要があり、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	138	農地・農業	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5(1)イ及び(4)イ(ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしながらも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規卒業者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等親現役世代が中心であるため、親元就農者の運やかな(5年以内)の経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。 【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。	
28年	139	農地・農業	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5(1)イ(ア)及び(4)ウ	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	【制度改正の必要性】 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及び「その場合に」給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。 【具体的な支障事例】 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。	
28年	248	農地・農業	その他	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5(1)イ(ア)及び(4)ウ	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。	
28年	157	農地・農業	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産等8451号通知)	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める	本文交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点)②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。 ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っている、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなる。 例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	301	農地・農業	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支障事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに收容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	
28年	29	土木・建築	都道府県	奈良県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は、「河道掘削と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	【支障事例】 本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風被害を受ける地域であり、平成26年台風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。 特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、単単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【制度改正の必要性】 毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行う必要がある。	
28年	58	土木・建築	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第8条第1項	災害公営住宅の適用要件の緩和	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の減失戸数)については、「河道掘削と同様に「改良工事」に該当するもの」として要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の減失戸数となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いと合わない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。 【長野県神城断層地震による事例】 ○平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。 ○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。 ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約2.7%) ○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。 ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し)	
28年	107	運輸・交通	中核市	姫路市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費補助金)交付要領第29条第2項	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費補助金)の要件緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領において、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものと規定されている。現在姫路市には、一航路二事業者で運航している離島航路が二航路有りです。当該航路は、家島諸島の急激な人口減少により利用者が減少しており、このような状況の中、各事業者は経営努力により現在まで当該航路を維持してきた。安定した航路の運航を図るため、過去に合併協議等があったが、折り合いがつかず不調となっており、現在も進展はない状況である。この状況が続けば、各事業者が経営努力の限界まで運航し、同時期に撤退するといった可能性が懸念される。		
28年	129	土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設(購入を含む)について、対象が「危険住宅に付わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となるよう要件の緩和を求める。	【支障事例】 当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を受けるようになってきている。加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考える住民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組みが必要と感じているところである。現在、中古住宅(空家等)の所有者が自らリフォームをして、売りに出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とすることで、中古住宅(空家等)の活用を促進できると考える。 その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象とすることは可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	19	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	高等学校等修学 支援事業費補助 金(奨学のための 給付金)交付要綱 3条	高等学校等修学 支援事業費補助 金(奨学のための 給付金)交付要綱 における補助要件 の緩和	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象とする。	【制度改正の必要性】 奨学給付金は、就学支援金制度に所得制限を導入時、その財源を活用して行うとの国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。なお、現在、高等学校等修学支援事業(奨学給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に対し要望を出しているところである。 【支障事例】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	【対象外】
28年	39	その他	施行時特別市	長岡市	総務省	対象外	地域おこし協力 隊推進要綱(平成 21年3月31日 付け総付第38 号総務事務 次官通知)	地域おこし協力 隊の地域要件緩和 について	地域おこし協力隊の地域要件について、同一自治体内の郡市部(条件不利区域外)から条件不利区域への転居者も対象とする。	長岡市内の条件不利区域(過疎地域)は、合併前の旧市町村の一部の区域(山古志、小国、川口、板尾、和島地域)4月から募集している「地域おこし協力隊」に対しては、当該区域外(長岡地域等)の市民からも応募の希望があるが、現行の制度では対象とならない状況にある。 一方で長岡市内の郡市部の市民が他の自治体の地域おこし協力隊に応募している現状であり、こういった意欲ある市民が愛着を持つ長岡市で活動ができないという支障が生じている。	【対象外】
28年	53	医療・福祉	都道府県	岡山県、日本創 生のための将来 世代応援通知 事同盟	内閣府、財務省、 文部科学省、厚生 労働省	対象外	「普通財産にか かる用途指定の 処理要領につ いて」(昭41 年2月22日蔵 園有第339号)	国有財産の用途 指定変更手続きの 簡略化	国有地の貸付による土地で運営されている幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、用途指定の変更と相当し、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じているため、協議を伴わない承認又は届出とする。	財務省から土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更の際に、協議を伴う承認が必要であり、保育量の確保計画に支障が生じている。 用途指定の根拠法令が変わるため、協議を伴う承認が必要となるが、補助金の交付を受けて設立した保育所を幼保連携型認定こども園に移行する場合の用途変更は協議を伴わない包括承認であり、国有地の用途指定変更についても同様の取り扱い又は届出とすることを求めるものである。	【対象外】
28年	64	その他	町	松田町	総務省	対象外	地域おこし協力 隊推進要綱 第 3 対象	地域おこし協力 隊員の転入地にお ける地域要件に特 定農山村法の指 定地域を追加す ること	地域おこし協力隊の地域要件について、「特定農山村法の指定地域」を追加	【支障事例】 ①近年高まっている都市部からの地域才能を持った人材の移住需要やボランティア希望者の受入機会(定住・交流人口)の損失を招いており地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部においても人口減少が他地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招く負のスパイラルに陥る可能性が高まっている。 【当町における指標】 町全体人口は平成12年:12,987人⇒平成27年:11,208人(△1,779人 △13.6%)に減少 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされ、その地域のみ指標は以下のとおり。 【指定地域内における数値】 人口推移 平成12年2807人⇒平成27年2,122人(△259人 △24.4%)に減少。 扶助率 平成12年3.7 ⇒平成27年1.7 (△2 △54%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老年人口が15～64歳の生産年齢人口に占める割合)	【対象外】
28年	69	産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	対象外	伝統的工芸品 産業の振興に 関する法律第2 条、第4条、第7 条、第9条、第 11条、第13条 伝統的工芸品 産業支援補助 金 公募要領	伝統的工芸品の 指定に係る要件の 緩和	伝統的工芸品の指定における生産規模要件(一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているもの)を撤廃する。	伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成員とする事業協同組合等でないと策定することができない。 一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」ことが求められている。 そのため、小規模の業種が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところに十分な支援ができていない。	【対象外】
28年	109	環境・衛生	中核市	姫路市	厚生労働省	対象外	と畜場法 と畜場法施行規 則 保健衛生施設 等施設整備費 国庫補助金 交付要綱	「保健衛生施設 等施設整備費 国庫補助金」 における 食肉衛生検査 所整備の補助 要件緩和	食肉衛生検査所の整備に関する「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」の補助要件(年間と畜検査頭数20万頭以上)を緩和する。	姫路市内では、現在、国・県の支援を受け、民間事業者が対米・対EU輸出対応が可能な新食肉センターの開設準備を進めている。対米・対EU輸出認定施設の開設及び運営の条件は高度であることから、衛生管理に関する指導も詳細かつ厳格さが求められる。加えて、新施設では、処理頭数の大幅な増加(52頭→200頭/日)が予定されている。 そのため、食肉衛生検査(と畜検査)を実施する本市では、平成29年度の新食肉センターの稼働開始に向けて、検査体制の拡充が不可欠なものとされており、特に検査施設の整備と検査機器の充実が必要となっている。 しかしながら、厚生労働省が定める「保健衛生施設等施設整備費国庫補助金」における食肉衛生検査所整備の補助要件は、年間と畜検査頭数20万頭以上であり、現在の補助要件では、補助対象外となる。このため、姫路市では、食肉衛生検査センターの整備について財源的に困難な状態が生じている。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	148	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	対象外	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)	保育所の整備・運営 への民間事業者 の積極的な参 入を実現するた めの規制緩和(イ コールフッテ ィングの 実現)	株式会社が保育所を建設・改修等により整備する際に補助金を支出する場合に、財源として地方債を活用できるものとする特別法の制定	【制度改正の必要性】 待機児童解消のための保育所等の整備は、目標の実現に向けて、特に緊急に対応すべきものとされている。 大都市での待機児童解消のための保育所等の整備において、活用できる人的資源や土地に限られている中で多様な整備主体・整備方法を可能とする必要があり、制度面では、株式会社など民間事業者の参入が進められている。しかし、財源面においては、自らもしくは公共的団体が整備する場合は地方債の活用が認められているが、民間事業者が整備する場合は認められていない。総務省からはPPP/PPFの導入促進のためイコールフッティングを図るとされているが、この保育所の事例においては、民間事業者による整備は不利な扱いとなっている。 【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金の財源として地方債が活用できないことにより、限られた財源の中では、他の必要なサービスから財源を捻出しなければならないなどの支障が生じている。本市においては、平成25年度の待機児童ゼロ達成後も、増加する保育所申込者に対応するため引き続き整備を進めており、今後、必要な保育所の定員拡大への対応に支障が生じることも危惧される。多様な主体を活用して保育所の整備を加速化していくためには、イコールフッティングを図ることは必須である。	【対象外】
28年	151	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	対象外	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ)	文化財の耐震対策工事に対する国庫補助の補助率を引き上げる。	災害復旧工事で国庫で85%は補助されるが、耐震化工事は50%補助にとどまる。近年、大規模災害が頻発している中、公共施設だけでなく、文化財の防災対策について推進する必要があるが、所有者の負担が大きいため進んでいない。	【対象外】
28年	152	教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	対象外	史跡等購入費国庫補助要項	史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充	史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するため、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等を拡充する。	史跡の買い上げは公園等を順次整備していく目的があるので、かなり大がかりな規模(森仁京や長岡京跡など)で複数年の買い上げになる。史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するためには、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等の拡充が必要。	【対象外】
28年	156	その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	対象外	地方税法第145条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税は、自動車の所有者に課することとされている。ローン完済後に買主に自動車の所有権移転登録がされない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車を差し押さえることができず、滞納整理の妨げとなっている。	【対象外】
28年	201	運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	対象外	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所の確保等に関する法律第7条	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品達成が求められている。 【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とされている。 広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県⇨愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て」サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配器事務所にレンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品達成につなげることが難しい。	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
28年	202	運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	対象外	道路運送車両法第12条 自動車等の保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっている島も多数あり、移動手段が船に限られる。観光地が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とこととされている。 瀬戸内の島々において、瀬戸内芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。 期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につなげることができるが、同法の規定がネックとなり、カーシェアリングを展開することができない。	【対象外】
28年	217	医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省(職業安定局)	対象外	障害者の雇用の促進等に関する法律	難病患者雇用促進のための法定雇用率がい者数算定方法の見直し	雇用主に課されている障害者雇用率達成義務の対象となる障害者について、難治性疾患患者を含めるよう見直す。(現在、対象となっているのは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のみ)	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の法定雇用率がい者数の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない「難病患者」については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	【対象外】
28年	221	農地・農業	都道府県	徳島県	農林水産省	対象外	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2の第4の3	円滑な農地集積のための「経営転換協力金」の事業費上限の見直し	「経営転換協力金」について、国が都道府県への交付基準を定めたことにより、要綱で定めた単価での事業実施が困難となったため、国の交付基準を変更する。	農地集積のため、農地中間管理機構に自作地を貸し付けた農業者に交付される「経営転換協力金」については、「担い手への農地集積推進事業実施要綱」により交付単価が定められている。 ①0.5%以下 :30万円/戸 ②0.5%超2.0%以下 :50万円/戸 ③2.0%超 :70万円/戸 現状、事業費上限があるため、要綱で示す交付単価では経営転換協力金の運用は難しく、経営規模が小さい農家がより地域においては、都道府県の判断によりやむを得なく大幅な単価切り下げを余儀なくされ、機構の活用が進まず、制度に対する不信感が生じる恐れがある。	【対象外】
28年	233	その他	その他	関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	対象外	地域再生法第5条第4項第2号	広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正	平成28年度から、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附について、法人住民税等の税額控除の優遇措置(「企業版ふるさと納税」)が講じられたが、広域連合は対象外とされているため、改善を求める。	平成27年度の提案募集において、関西広域連合も「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の策定主体となることが認められた。現在、広域連合では、東京の一極集中を是正し、関西圏域の活力を取り戻すため、地域の特性に応じた地域課題の解決を図り、効果的かつ効果的な取組を緊急的かつ集中的に実施するため、地域再生法に基づく地方創生推進交付金の活用も視野に入れ、地域再生計画の速やかな策定に向けて取り組んでいるところである。 一方、平成28年度から、地方自治体の地方創生事業(地方版総合戦略及び地域再生計画に定めるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業)に対する企業の寄附について、新たに法人住民税等の税額控除の優遇措置が講じられ(「企業版ふるさと納税」)、地方創生に取り組む地方を応援するとされたが、広域連合は対象外とされたため、企業の広域連合の取組に対する支援(寄附)へのインセンティブの阻害要因になりかねない。 また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略、地域再生法に基づく地域再生計画、交付金については広域連合を対象としているのに対し、これらの戦略等に基づく地方創生事業に対する企業の支援について税額控除を認めないことは、著しく均衡を欠いている。	【対象外】
28年	259	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	対象外	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府令第204号) ・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年府令第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用するため必要となる移転に係る費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とすること。	児童クラブ等の活動を学校施設内で行うにあたっては学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望み、余剰教室が上層階に存在する場合、1階既存特別教室等を上層階に機能移転して、1階既存特別教室を児童クラブ室に改修するという方法が有効である。これらの整備は適正な児童クラブ室の確保のためには必要なものであるにも関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重くなり、機能移転に支障を来している。	【対象外】